

議事日程（第2号）

平成23年9月12日（月）午前10時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

1 番 高橋道弘君	2 番 高橋真一郎君	3 番 嶋原利光君
4 番 高橋道也君	5 番 菅野清一君	6 番 齋藤博美君
7 番 昆久美子君	8 番 菅野意美子君	9 番 新関善三君
10 番 黒沢敏雄君	11 番 三浦浩一君	12 番 五十嵐謙吉君
13 番 石河清君	14 番 遠藤宗弘君	15 番 高野善兵衛君
16 番 佐藤喜三郎君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町長	古川道郎君	副町長	永田嗣昭君
総務課長	高橋清美君	企画財政課長	菅野浩市郎君
町民税務課長	高橋良之君	会計管理者	佐藤修一君
保健福祉課長	佐藤真寿夫君	建設水道課長	沢井一雄君
産業課長	沢口進君	教育委員長	佐藤捷善君
教育長	神田紀君	こども教育課長	仲江泰宏君
生涯学習課長	松本康弘君	総務課長補佐	大内彰君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 佐藤光正 書記 橋本文雄

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

一般質問

◎開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

会議を進める前に申し上げます。

今日は、気温が上がってきておりますので、上着を脱がれる方は脱いで結構です。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは会議を進めます。

日程第1，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において11番議員 三浦浩一君、12番議員 五十嵐謙吉君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2，これより一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行い、議員の発言は、答弁を含めて60分以内といたします。なお、質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言するようにお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

4番議員 高橋道也君の登壇を求めます。高橋道也君。

○4番（高橋道也君） 4番 高橋道也です。3月11日に起きた東日本大震災で、犠牲になられた方や原発事故により避難を余儀なくされている方に心よりお見舞いを申し上げます。震災前の生活に一日も早く戻れることを願い、質問に移ります。

大きく1点、原発事故による放射能対策と復旧、復興についてであります。東日本大震災が発生して、東京電力福島第一原子力発電所の事故から6か月の月日が流れてしまいました。避難は続き、いつ故郷に帰るかも分からない状態が続いています。国、県、町はいろいろな対策を打ち出してはおりますが、町民からは対策の遅れが不満と不安になり、ストレスがたまるとは思われます。町民の生活を守り、安心、安全な生活を作り上げていくためには、一番身近な自治体である川俣町が国や県の施策を待って考えるのではなく、町として何ができるのか、何をしなければならないのかを考え、進めていくことが町の役割であり、義務であると思うことから次の質問に移ります。

大きく1点、(1)、川俣町全体の放射能に対する除染対策はどのように計画し、進めて行くのか。

(2)、子どもたちを守るために、学校の除染は行ったが、通学路や自宅の除染はどのように進めるのか。

(3)、計画避難区域に指定されている山木屋地区の除染対策といつ戻れるようになるのか。

(4)、山木屋地区住民の生活の補償と再建をどのようにしていくのか。

(5)、避難者の不安を解消するためのフォローはどのようにしているのか。

最後に、戦争を除き、近代日本史上、最大の人災による災害が起きたわけですから、町も今までの町政の枠にとらわれるのではない施策を期待して答弁を期待して質問とします。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） おはようございます。今日から一般質問となります。どうぞよろしく願いいたします。まず、3月11日の東日本大震災、原発事故発生以来、6か月が経過したところでございます。被災した皆様方に改めてここからお見舞いを申し上げる次第であります。

それでは、4番 高橋道也議員の質問に答弁をいたします。

はじめに、第1点目、川俣町全体の放射能に対する除染対策は、どのように計画し、進めていくのかについてのご質問でございますが、放射能汚染による除染対策につきましては、8月26日、政府の原子力災害対策本部で策定した除染に関する緊急実施基本方針におきまして、年間20ミリシーベルトを超す地域にあつては、住民の帰還が実現するまで国が主体的に除染を実施する。20ミリから1ミリシーベルトにつきましては、市町村が除染計画を作成し実施する。国は、専門家の派遣、財政支援を行い、円滑な除染を支援するとの方針が示されたところでございます。町といたしましては、まず、通学路など身近な生活空間における放射性物質による汚染の除去のための活動を早期に行うために必要な事項を定めた「川俣町放射性物質除染計画」を8月19日に策定いたしました。この計画は、放射線量の低減化を図るための補助事業である線量低減化活動支援事業に基づいた通学路の除染活動を中心とした計画となっております。今後、国から森林、河川、農地、宅地、道路、住宅等の除染方針、財政的支援、専門家の派遣等が示され次第、本町の除染計画も見直すこととしておりますが、その際には、特に乳幼児、子どものいる住宅等の除染を優先的に実施するよう位置付けするなど、安全かつ円滑に除染活動を実施できるよう計画していきたいと考えております。また、年間20ミリシーベルトを超える区域として、計画的避難区域に指定されている山木屋地区の除染につきましては、ただいま申し上げました国の基本方針が示されたところでございまして、それぞれ報道等もされておりますけれども、具体的には来年の1月から今回の基本方針に基づいた事業に入ることになっているところでございます。川俣町といたしましてはそうは言うものの、一刻も早く対応を取っていただきたいということの申し入れをしておりまして、本日、環境省、文科省、経産省のそれぞれの関係者が本町に来庁いたしまして、山木屋地区の除染について、まず、モデル事業として取組んでいただくための打ち合わせを本日、行うことといたしたところでございます。

次に、第2点目、子どもたちを守るために学校の除染は行ったが、通学路や自宅の除染はどのように進めるのかについてのご質問でございますが、先に答弁しましたとおり、町では、現在、早期に通学路などの身近な生活空間において、放射性物質による汚染の除去のための線量低減化活動支援事業の実施につきまして、山木屋地区を除く各自治会、各行政区の皆様をお願いをしております。今後、各自治会の

皆様のご理解を得ながら、除去物質の放射性物質を含んだ土砂の仮置場を確保し、側溝の清掃や草刈りなどを進めたいと考えております。これらの活動を実施することにより、通学路の除染が進むと思われますし、先に答弁しましたとおり、子どものいる住宅等については、優先的に除染を実施してまいりたいと考えております。

次に、第3点目、計画的避難区域に指定されている山木屋地区の除染対策について戻れるようになるのかのご質問でございますが、先に答弁しましたとおり、計画的避難区域に指定されている山木屋地区の除染につきましては、国が責任を持って主体的に実施するとなっております。いつ戻れるのかにつきましては、8月9日、政府の原子力災害対策本部で策定しました「避難区域等の見直しに関する考え方」において、計画的避難区域につきましては、東京電力第一原子力発電所事故の収束に向けた道筋、当面の取り組みロードマップのステップ2が完了し、原子炉の冷温停止状態の確保などにより、放射性物質の放出が一層厳格に管理された時点で、見直しについて検討を行うこととされておまして、工程表どおり順調に行った場合、来年1月末までには何らかの動きがあると思われませんが、併せて私は、子どもたちも安心して一緒に戻れる生活環境にすることが一番と考えております。この国の考え方の中には、ステップ2の完了を待つことなく、住民生活環境の復旧に向けた取り組みを先行して進めることもされておりますことから、これに基づきまして、国に対しまして、徹底した除染を一刻も早く適切に対応するよう、強く要望しております。本日の打合せ会にも、そのようなことを受けた会議となったところでございます。

次に、第4点目、山木屋地区住民の生活の補償と再建をどのようにしていくのかについてのご質問でございますが、住民の生活の補償については、当然、原因者である東京電力が補償すべきであると考えており、東京電力において、現在まで5月に仮払い、7月に追加仮払、そして、9月末には本払を行い、これにより8月末までの生活費全般についての精算がなされることとなります。今後は、3か月ごとに生活費の精算を行うこととなりますが、町といたしましても、山木屋地区住民の皆様に対しましては、積極的に関わりを持って対応してまいりたいと考えております。また、山木屋地区へ帰還後の生活を再建するまでには、徹底した放射線モニタリングや除染活動が必須であり、また、様々な経済活動の制限や風評被害といった負の影響を払拭し、マイナスからゼロへ、そして、復興、再生に向けた基盤整備が必要であると考えます。当然、国が責任をもって人的、財源的な面について、対応すべきと考えておりますが、町といたしましても、山木屋地区の再生、復興については、復興計画の中に盛り込み、積極的に関与してまいりたいと考えております。

次に、第5点目、避難者の不安を解消するためのフォローはどのようにしているのかについてのご質問でございますが、町では6月より国の緊急雇用創出事業を活用し、避難者対策として、山木屋地区安全パトロール隊として60名、避難者対応として3名、仮設住宅へのバス運行運転者1名の計64名を臨時職員として採用し、

避難者の安心、安全対策を行ってきているところであります。また、8月からは、県が人材派遣会社へ委託して実施している「がんばろう福島！“絆”づくり応援事業」を活用し、4名の人材の派遣をいただき、仮設住宅の運営体制の強化を図ってきたところでございます。更に、児童、生徒達の心のケア支援のため、学校カウンセラー3名、スクール・ソーシャルワーカー1名を委嘱し、チームを編成して、きめ細かな対応にあたっております。加えて介護予防事業として、週1回の運動教室、隔週1回の栄養教室を保健センターが中心となって実施することにより、避難者の健康面をサポートしてきたところでございます。今後も様々な事業を活用し、避難者の不安解消に向けてフォローしてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げまして、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○4番（高橋道也君） (1)、(2)についてでありますけれども、町は181か所のモニタリングを実施したと思うんですけれども、これはまあ通学路を重点的にやったと思うんですけれども、この中でやはり高いところがだいぶあるですね。その中で、あとはこのほかに実施したところがあるのかどうかお聞きします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいま181か所以外のところで実施したところということでございますけれども、これまで4月5日から定点観測ということで行っています25か所プラスで合計53か所ですか、そういった箇所については定期的に測定を行いまして、広報しているところでございます。また、先日、8月の下旬でございますけれども、国の原子力対策本部と県と町のほうで連携を取りまして、町内の自動車によるサーベイ測定ということでモニタリングをやっているところでございます。その中でも特に高いということで報道がございました地域ですね、大綱木地域の蟹沢地域については、これまで近畿大学とかも含めて、あと町の方の本部の中でもどういう状況かというようなことで確認をしてございまして、例えば1つには、道路の水の流れによって、ある一定のところにとまる状況があるとか、あと道路の形状によりまして、道路を切り土で道路を造ったところにつきましては、両側に例えばそういった雑草とかが生えて、あとまた木が生えておりまして、そういったところが放射線量が高いのではないかなというようなことで、現在のところ判断をしておるところでございます。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○4番（高橋道也君） ある程度は高いところは測っていると。ただ、それも全然我々には知らされていない、公表されていない。やはりそういうところを測った場合には、やはり町民の方々に正直に公表すべきではないかと思うんですけれども、それでですね、181か所のモニタリングでも、やはり2.19とか、2.3いくらかとかという数字が現れていると思うんですけれども、こういうところで本当にホットスポットがないのか。福島の渡利地区では、やはり高いということで千数か所線量計測を実

施するというようなことをしているんですけども、やはりホットスポットというのはなるたけないほうが良いと思って探すのか、それとも探し出さなくちゃいけないと思って探すのか。だから、あらゆるところを探して見つける、そういう姿勢が大事だと思うんですけども、町長いかがでしょうか。私にはどうしても姿勢として、町として、何としても高いところを探そうという気持ちが前面に出ていないような今の体制ではないかと思うんですね。やはり高いところがあったら、そこを重点的にやる。うちでも個人の自宅でも何でも行ってやる。そういう姿勢はこれからそういう姿勢でモニタリングをやっていただきたいと思うんですけども、それについてはどうでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁いたします。

高いところを見つける気があるのか、あるいはまたなくてやっているのかという質問でありますけれども、先ほど申し上げました、車によるモニタリングは、これはすべて福島市も伊達市もやっていることを川俣町でもやっていただきたいということでやっていただきました。ですから、同じ方法でやっているところありますから、私どもが全く自分たちの判断という立場では、これは危険なところありますから、そのようなことでやっていただいた結果が、今回、公表された結果であります。そして、もう1点ですけども、これ高いところについては、それぞれ周辺の町村でも指摘されておりますから、私どもも、そういったことの関連する地域については、徹底的に近くのところのモニタリングはずうっとやってきております。ですから、我々も高いところがあって、それを見落とすことのないようにしていきたいというような思いでこのモニタリングはやっておりますので、色いろと我々にとっては町だけじゃない、国のほうも関与させ、県の方も関与させて一緒になって今回、多くのところをモニタリングしたという結果であります。しないとか、よその市町村でも、そのような車のモニタリングによって出てきたところを更にまたそこを見ろというようなことをやっておりますので、町といたしましては、決して探さないとかという意味ではなくて、同じく広くこれについて徹底したモニタリングをすべきじゃないかと、そのような姿勢で取り組んでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○4番（高橋道也君） やることにあたって、除染というのは今までの町政というのは、やはり町民のために着実に確実に一步一步前に進むということが、非常に求められていたと思うんですね。ところが、放射能に関しては、1日も早い、本当に1時間でも1日も早く除染をするということが本当に町民から求められていると思うんですよ。ですから、やはり国の施策とか県の施策とか、そんなことを待っているのではなくて、やっぱり町が主体的に自分らで自分の町を守るんだという考えで、やっぱりそれによって財政負担とかいくら多少かかっても町民の方は納得すると思うんですよ。我々もそれは町民のためにやってんだからということで納得していくと

思うので、やはり国、県の施策を待っているのではなくて、除染に対して個人の住宅もやる、道路もやる、町道もやる、そういう姿勢で一日も早い除染をやっていただきたいと思うんですけども、町長はいかが考えていますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁いたします。

町のほうでは、国のほうより早く早く進めております。国のほうの方針では、市町村の計画策定は10月となっております。また、9月になってから専門家とか説明を開始するということではありますが、町ではとにかく子どもたちの安全、安心を守ろうということで、通学路等も含めた除染対策をするために、8月19日に町の策定方針を固めたところであります。早めに今、取り組んでいるところでございまして、質問にありますように、質問のとおりでありますから私も同じ気持ちであります。ですから、これについては、明日が、あるいは明後日からということではなくて、今日からやれるものはやっていこうということで、今、やっておりますので、決して国の政策を待っているということではありません。ですから、今日も打ち合わせあるわけではありますが、具体的には来年の1月から本格的な法の執行になるんでありますが、町といたしましては、もうその前から今月からもやって、国のモデル事業に早く取り上げて、そして、除染活動にすぐに取り組んでほしいというような要望活動を行ってまいりました。そんなことで決して遅れることのないようにということとは同じく思いで、とにかく早くやろうというようなことで考えて、今、取り組んでおりますことをご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○4番（高橋道也君） 一日も早い本当に除染の対策をお願いしたいと思います。

(2)番に移ります。聞くところによりますと、39人も川俣町の小中学生が町外に脱出している、避難しているということを聞いています。町長は、これに対して、多いと思いますか、少ないと思いますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） それぞれですね、自主避難ということで避難されている子どもさんやなんかいることも実態でございます。そういったことについては、放射線量の問題での健康不安を抱えているところがございますから、私は多いとか少ないとかという判断には立っておりません。ただいま質問いただきましたように、こことにかく低減化を図って、しっかりした安全な環境を作るんだということにとにかく取り組んでいくことが最重要課題だと思って、取り組んでおります。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○4番（高橋道也君） 39人という子どもさんたちが町外に避難している。福島市あたりは1,000人以上、郡山市も同じく1,000人以上避難している。その現状の中で、やはりそれはなぜそういうふうな形になるのかということを突き詰めて考えていかないと、これから今でも今度9月末になったら、子どもと奥さんだけは避難させるんだと。ただ、仕事が町内にあるから、自分だけが残るんだということで

旦那さんが言っていた。そんな話を聞きますと、やはり早く一日も早く子どもたちのために除染しないと家庭崩壊、こういうことも考えられてくると思うんですね。だから、やはり仮に学校はやった、あと通学路は計画している。そうすると、通学路と学校で一日の24時間のいくら過ごしているのか。恐らく小学生の子どもであれば半分以下でしょう。恐らく自宅周辺にいたことが、12時間以上いるんだと思います。そうすると、線量を浴びている時間というのは、やっぱり子どもたちの場合には、自宅が一番多いんじゃないかと思うんですね。そうすると、自宅をやらないと、子どもたちが浴びる線量を減らすということにはつながっていかないと思うんですけども、だから、私は自宅のほうをなるべく乳幼児、妊婦さん、順番を決めて、自宅のほうの除染を町がやはり自宅と言っても屋根の上とかは危険なので、仮にそこから落ちちゃったということになったら大変なことになりますので、それもやはり自宅の除染は町でやると町が負担してやるということは、できないのでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、除染の問題で質問されておりますけれども、まず、第1点目は、いわゆる外に避難された方も戻ってこれるように、そういった環境を作ることです。これは今現在も、川俣町に多くの子どもさんたちが学校に通っているわけですから、その人たちの安全を守ることが大事でありますから、それによって避難されている方も、また、安心して川俣に来れるというような状況になるものと思って除染活動に取り組んでいかなくちゃならないと思っておりますし、今そのように取り組んでおります。今、質問ありました住宅等についても、その方法等についてはいろいろと示されてきているのでありますけれども、質問にありましたように、丸ごと家を全部除染するということは大変なことではあります。そういったことについては、町独自ということについては、なかなか私はいかない面もあると思っております。これは多くは国の方からの財政、専門的な支援を必ずいただかないとできない。これは我々だけじゃなくて、よそも同じでありますから、連携してそういった要望活動を今しているところであります。質問のとおりでありまして、一番子どもたちのいるところは家でありますから、家の中でも2階と下で違うということで不安を持っている方々がいるわけではあります。私もそういう声は伺っておりますし、ですから、通学路、学校、そして住んでいる住宅だということではありますから、今回、通学路等の除染に入るわけではあります、そのことを含めてまた、新たな計画の中で財政問題も含めた具体的な除染方針というものを固めて作成していかなくちゃならないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○4番（高橋道也君） 明快な答えは得られないわけですが、やはり国の財政支援、それがなければ実行はできないんだということではありますけども、実際にいつですね、町民の中に先ほども申しましたけども、寄り添ったやはり一番身近な町民の気持ち分かる自治体というのは、町が一番分かるわけなんですよ。ですか

ら、国の今の国会議員の人たちが、あんな無様なことを経産大臣が言う、そういう国の施策を待っていたのでは、いつになったらできるのか分からなくなりますよ。その間に、子どもたちがどんどん流出していく。あとと言ってみれば、こういう人もいます、やっぱり。ここ放射能の対策、あと除染が進まなければ、子どもはつくらない。これからつくりたいんだけど、つくれない。やはり放射能が怖い。そういう人の気持ちになったら、やっぱり一日も早い除染、子どもたちのためにやんだと、そういうことが大事になってくるんじゃないかと思いますよ。来年の私はこれから本当に危惧しているのは、来年、再来年の出生数が川俣町がどの程度になるのか。私が中学校に通っていたときは400人いました、400人強。今は100人にも満たない出生数です。それがまた半分になったら、50人とか40何人とか、そういうふうになっちゃうんじゃないか。今、本当に川俣町にここで出産しよう、これから子どもをつくって出産しようという人が何人いるか。それは本当にこれから20年、30年、大きな問題になってくるんじゃないかと。ですから、やはり除染は子どもたち、住民の健康、身体を守る。それを思ったら、町が持っているお金全部払い出したってやるべきだと思います。借金したってやったってかまわないですよ。中には財政管理団体になったってしょうがないべと。それだけのことを我々は被害を受けているんだと。だから、国にも東電にも、このかかった分は補償してもらえばいいとある職員に言ったら、そんなのあてにならない。もらえるかももらえないか分からない。もらえるかももらえないか分からない、そんな考えでは、前になって全然進まないんだということを言ったんですけど、そこは町長、ここは本当に町長のリーダーシップを発揮するところだと思うんですよ。町を守るために今、何をなすべきか。それを考えて、もう1回答弁お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 4番高橋道也議員の質問に答弁いたします。

質問でされている内容については、私も重々その認識して、今、そういったことも含めて一刻も早い除染対策ということで、まず取組んでいるところでございます。これからの除染対策の中にも、そういったことを十分入れて対応してまいる考えでありますので、とにかく町民の命と健康を守ることが、私どもの責任だと思っております。そのことを基本理念として、今回の除染対策、またこの放射能汚染になったところをとにかく改善していくんだと、低減化対策を取っていくんだと。そして、だれもが安心して住める環境にしていこうということに取組んでいく考えでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○4番（高橋道也君） なかなか明快な答えは出ないと思うんですけども、あと同じような質問がどんどん出てきますので、この問題はこの辺で終わらして、ホールボディカウンターという機械ありますね。身に受けた線量を測る機械ですね、内部被曝。それを福島市は2台買う。伊達市は1台買う。二本松、本宮も1台ずつ買う。川俣町はその考えはないんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ホールボディカウンターの話でございますが、福島市さんは最初2台から1台に変更しまして、バスに掲載する形のもので、区域内広いということで、そういったものを選択しているようでございます。また、よその自治体でもいろいろな研究機関から借りたり、また、購入するところもあるようでございますけれども、町の方でもそういったことで、今、近畿大学はじめいろいろなところに聞き当たって、そういったものが借りられるかどうかも含めて検討しておりますが、現段階におきましては、例えば現在ある施設のところに送迎する方法も含めて考えておるところでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○4番（高橋道也君） 買う気はないということですね、今のとおり。答弁も余計なことはいいですから、質問したことだけ簡潔に答えてください。ホールボディカウンターを買えない、買わない、いろんな事情によると思うんです。やっぱり財政的にも財政規模が福島市とかほかの他市よりも全然規模が違うとか、いろんな条件で買うまではいかない。だから借りよう、どこか貸してくれるところないのかとか、そういうことを探しているというんですけれども、であれば、私は二本松市さんでも伊達市さんでもいいですから、うちはうちの人口の規模の分の財政負担をしますよと、3,000万円とか1億5,000万円ぐらいする機械でありますから、3,000万円ぐらい負担しますから、うちも混ぜてくださいというか、それでやらせてくださいというような方法は取れないでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁いたします。

ホールボディカウンターの質問でございますけれども、そういったこともやれないことはないと思っております。先ほど課長の方から答弁いたしました、今の財政的な状況も含め、考えた中でホールボディカウンターについての購入までまだ考えは至っておりませんが、しかし、よその方から借用等については、今、関係のところ当たっているところでございます。その中には、今、質問にありましたように、これから取り入れようとする市の方にも話をして、そういった面についても川俣町としても利用できるかどうかについて相談する、あるいはまた協力を要請することについては何ら私は問題ないと思っておりますので、そのことも含めて、このホールボディカウンターを利用しながら、町民の内部被曝についての検査を強化していきたいと思っております。また、これは国の方にもホールボディカウンターでありますから、これはしっかりと県のほうに対応していただきたいということで、県の方にもそれは入れるようにもなっております。しかし、それが早めということで要望はしているんですが、福島県医科大学に入れるということになっておりますから、それは我々の方でも使えるような形でこれを入れてほしいというような、そっちの要望もしているところでございます。このホールボディカウンターについては、優先的に計画的避難区域にかかわる方々についてはやっているところでございます。

れども、これは多くの町民の皆さんもそういったことでの不安を持っておりますので、そのようなことでの検査体制を強化することは大事なことでと思っておりますので、今後、ただいま質問にありましたようなことも含めて、この対応、対策を立てていきたいと思えます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○4番（高橋道也君） 聞くとところによりますと、ホールボディカウンターで調べたのは山木屋の小中学生のみで、まだ川俣町の小中学生については行っていないという話を聞いているんですけども、これも早急に実施すべきと思うんですけども、いつ頃できる予定なのか教えてください。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁はどれですか。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

計画的避難区域の山木屋地区の子どもさん以外のホールボディカウンター検査につきましては、現在のところまだ予定として立っておりません。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○4番（高橋道也君） 県も全県民の健康調査をやると。ホールボディカウンターもそれに入っていると思うんですけども、現在のところ計画もいつできるかも分からない。これがやはり町民に特に母親、父親、おじいちゃん、おばあちゃん、我々の私たちの孫、子ども、どうなるんだという心配の中にも入ると思うんですよね。これを全然計画も何もないというのは、どうなっているんですか。考えてもみなかったということなのかどうか、もう1回答弁お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

現在、県から届いている県民の健康管理調査の中で行うホールボディカウンター検査の詳細につきましては、9月から12月までの予定は示されておりまして、9月から12月までの予定で、原発の立地7町村の住民の方の10分1に当たる方の検査を行う予定ということまでは示されておりますが、それ以降につきましては示されておりません。県では今年度中に5台のホールボディカウンター検査機器を導入する計画となっておりますので、今後、町民の皆さんの速やかな検査実施につきまして、強く要望してまいりたいと思えます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○4番（高橋道也君） 7町村ということは、川俣町は入っていないですよね、7町村の中には。ですよね。たぶん15町村くらいあると思うので、計画避難区域とかまで入れちゃうと。ということは、全然計画も何もないということなんですけども、ですから町民の中では義援金1億4,700万円、今回、議会に上程されたというか取ったのが、あれでやってますけども。町民の中には、ちょうどそれでホールボディカウンター1台買えるんじゃないかと、私は1万円もらったって何にもならないよと。そういうことに使ったらどうだというような話も聞いてます。そ

れだけやっぱり町民の方は、そういう实际的に不安になっているものが、やっても
らいたいんですよ。不安、ストレス、そういうことを取り払って川俣町に住んで、
これからもずうっと住んでいきたいなという気持ちになっていくんだと思うんです
よね。ですから、やはりそういうことをどんどん前に進めていかないと、ホールボ
ディカウンターで子供たちの検査だけでもねやるのは、いつのことになるんですか
これ。町では本当にそれを本気になって考えているんですか。どこまで考えている
のか。県の検査を待っている、どういう県から指示が出るか待っている、それで本
当に良いんですか。町長、もう1回答えてください。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁いたします。

県を待っているというより、要望しております。福島県民のやるということで県
は動いたわけでありますから、早急にやるように要望しております。町の方は、計
画的避難区域の山木屋地区については先行調査をやっているわけでありますけれど
も、今度は全町民を対象とした健康調査を行って、それを受けてホールボディカウ
ンターなどの検査につなげていくんだという県の方針も示されておりますので、早
急に県の方として機械を買って、それを巡回してでも、また、行ってでも使えるよ
うな体制で県民の健康を守ってほしいということで要望しております。要望だけじ
ゃなくて、先程来申し上げましたけれども、現在、町ではこのホールボディカウン
ターを単独で購入するというまでには至っておりませんけれども、それぞれの関係
する県なり、病院なり等の話を今、進めておりまして、借りられるものについては
かしていただきたいというようなことのお話もしております。ですから、先ほど質
問ありましたように、よその方で今回、購入する計画については、これをまた町の
ほうでもそういったことについて利用できないかについては、またお話を進めさせ
ていただきたいと思いますっておりますけれども、ただ待っているだけでなく、現時点
で町で考えて、また、行動していることについては、そういうことで今、取り組ん
でおりますこともご理解を賜りたいと思います。それぞれ不安を持っている皆さん
方の思いというものは、我々も十分受けているつもりでありますので、質問者の言
っていることについて、別にそんなことではないんだよという思いには立っており
ません。とにかく早め早めに対応するというを基本にしながら取り組んでまい
る考えでありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○4番（高橋道也君） 一日も早い本当に子どもたちを守るために、あと川俣町の将来
のために除染と体内被曝の線量検査、これを進めていただきたく思います。時間が
なくなってきますので、次に進みます。

まず、(3)番、除染対策といつも取れるようになれるのかということですが、
ある町では2年間を目途に戻れるようにするというのをうたっている。それでも
できるかどうか分からない。ですけども、やはり町として、山木屋地区の方々がやっ
ぱり避難して、早く自分の家に戻りたい、自宅で生活がしたいという思いに達しま

すと、やはり町でも計画を立てて、2年、3年、そのくらいで戻れるようにするんだという確固たるやっぱり信念を持たないと、目標がたって、初めてその目標に向かって前進していけるんじゃないかと思うんですよ。だから、川俣町は山木屋地区に関して、いつ戻れるんだかの指針というか期間、それを明示する気はないでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

期間の明示でありますけれども、それぞれの自治体、それぞれの状況について、内面で思っている自治体もございますし、表で言っている自治体もございますけれども、私といたしましては、山木屋につきましては、それぞれの線量の問題等も含めて、モニタリングをしっかりとやっております。そんな中を見ますと、決して線量が高いほうではないという認識に立っております。一部ありますけれども、そういった意味では早く戻れる環境をつくっていくのが大事だと。そのためには、まずは除染を徹底してやることということで、国の方に要望しております。それが今、動き出しました。ですから、2年以内という、それぞれの自治体では2年ぐらいで何とかならないのかと思っております。ですけれども、その2年の目標に向かっていくのには、まず、ロードマップと言いますか、そのことを作っていかなくちゃならないと思っておりますし、今、質問にあったようなことだと思しますので、私どもは原子力発電所の状況、これは我々になかなか分からないところありますけれども、しかし、進捗状況については説明があるわけでありましたが、進むということの報告などはまだいただいておりますので、併せて除染をしっかりとやっていくと。おおむね2年間くらいでは、とにかく何とかしていきたいと。そんな思いで今、いるところでございますが、表向き、いろんなところで2年ということの発表はしていませんが、気持ちはそのようなことで取り組んでいるところであります。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○4番（高橋道也君） 補償問題ですけども、今の何年くらいというのは、まあ町長の考えとしては2年くらいで戻れるようにしたいということですので、それに向かって本当に山木屋地区が住むだけでなく、生活できる空間を作るということで、前に進んでいただきたいと思います。

4番ですけども、補償と再建、大変本当に補償と再建というのは相手があることですから難しい問題だと思うんですけども、ただ、今の補償問題を取り上げていくと、なんかこう町はその問題にはふれない。農協、酪農組合、森林組合、商工会、そっちのほうでやればいいんだというような感じにしか見えないんですよね。我々が考えているのは、やはり川俣町の災害対策室、これを災害対策課に昇格させて、10人でも20人でも職員を置いて、職員は足りないかもしれないですけども、こういうことに関しては増やすのはやぶさかでないわけですよ、町民を守るためですから。増やして、補償問題にも町が積極的にかかわっていったってやっていく。これは本当に東電との10年も20年もかかる戦いですから、本当に東電と戦いなんで

すよ、これは。恐らく東電だってそんな要望したとおりの金額は出してこないですよ。これに対して、町民の側に立った行政の中で補償問題に町がかかわっていく、こういうことをやっぱりやるべきでないかと思うんですけども、町長はどんな考えですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

補償賠償問題につきましては、これは一番は東京電力でありますから、東京電力がもっと出てきてやるのが、私は一番だと思います。それをフォローしていくのが、私たちが町民の生活を守るという意味で、やっぱり一緒になって取組んでいくことが大事だと思っております。そういう意味ではいろんな問題点に対応するために、7月から原子力対策室を設けたわけではありますが、その今、除染のほうも取り組んでおりますけれども、今日から東京電力では補償問題についてのそれぞれ皆さんに通知を出すようにしております。そういったことを受けて、説明会も開催する段取りになったわけありますので、それを受けてまた、この補償賠償については、該当する町民の皆さんからの相談等が多くなってくるかと思っておりますので、そういったことについては、そういった状況を見て、早急に対策を立てるものは立てていこうというような考えでおります。現時点では、この4月から作った対策室でいろいろと取組んでいるのでありますが、質問にありますように、町民の皆さんがこのようなことで町ではどうなんだということについては、具体的に町では対応していこうということで対策室を作った経緯がありますので、いろんな相談事、私はどこもあれなときには役場に来てもらうことが大事じゃないかと思っています。また、役場に行って、何かのときには相談すると。しかし、それに応えられる体制づくりはしなければなりませんので、町の方でも東京電力に代わったことはできませんから、そのつなぎ役になるわけではありますが、しかし、相談を受けることについては何も問題がないと思っておりますので、そのような対応をすべく対策室を作った次第でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○4番（高橋道也君） 対策室3人ですよ、今現在配置しているのは。3人で何ができるんですか。今まで私が挙げただけでもいろんな問題が出てくると思うんですよ。あとこれからの私が思いつかないことでも、私は除染だけのやつですからあれですけども、本当に多岐にわたった問題がどんどんどんどん出てくると思うんですけども、その中で3人で対応しきれんんですか。私はとてもじゃないけども、3人では対応しきれないと思います。本当に町で対策課を作って、横断的にその課でやれば、この放射能災害に対して全部処理できるんだという体制を作って、さっきも言いましたけども、本当にここ10年、20年の戦いにやっぱり備えて、町が前面に出てやっていくんだという姿勢を見せるために、あとやるためには、やはりもっと充実した対策室を作る必要があると思います。町長には、その辺のところがまだいや大丈夫だという考えがどっかにはあるんでないかと思うんですよ。私はそんな

問題じゃないと思っていますから、今回の問題は。本当に我々全民が、広島だったら黒い雨が降ったと。我々は黒い色もしていないんですよ。無色透明、無臭、何にもないものが全員に降ったわけですから。広島でねあれだけの災害を受けて、そういうことをやはり肝に銘じて、この対策に当たってもらいたいと思うんですよ。だから、さっき言ったように、ホールボディカウンターで子どもたちの線量を測るやつ、いつやるんだい。まだ、いつやるか全然分からない、計画も立っていない。そういうことになっていくんじゃないかと思うんですよ。やっぱりみんなで本当に役場が一体となってやっている姿勢というのをこれから見せていくためには、横断的に、あとは全員がおれのところはこの対策は手に負えない、このことは産業課だわいとか、あっこれは企画財政だわいとか、そういうことでなくて、やっぱり災害対策課に行ったら何でも分かると、ここで聞いたら放射能のことはすべて分かるんだという形を作ってもらいたいと思います。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残りあと5分です。

○4番（高橋道也君） もう1回ご答弁をお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁いたします。

今現在、3名体制でやっておりますけれども、今、質問にありますように、除染も含め、また、いろんな賠償問題も含めて多岐に対応するためには、今のままで良いと私も思っておりません。それで質問にありますように、今後、強化する方針で今、具体的に打ち合わせをしておりますので、それぞれの皆さんの期待に応えられるような体制づくりをしっかりと作っていく考えであります。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○4番（高橋道也君） 川俣町では復興計画というものをこれから作ろうとしていますけれども、この中には策定の趣旨、町民代表者や有識者の見識などの意見を踏まえ、策定するものである。最後に書かれているわけですね。それで、この町の復興計画策定スケジュールというやつを見ますと、議会はこの7月から8月、まあ7月はないとしても、8、9、10月、1回も議会には何にもないんですね、これ。それで、11月になって初めて計画案の説明、それで最後に報告。それで、趣旨からいくと、町民の代表、私は議会が一番の町民の代表だと思っています。町民の意を組んで、我々が町に対して、要望やら質問している。その中で、このスケジュールで11月から説明、我々はどういうふうに関与していけばいいんですか、これ。答弁をお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいま復興計画策定のスケジュール関係と議会の関係でございますけれども、確かに先日、お示しいたしましたスケジュールの中で、町民とか関係団体、議会、復興会議ということ、また、役場の中の庁議とかも含めて、そういったことでお示ししていますが、その策定体制の中で、やはり町民の方とか関係団体の方ですか、町民説明会の開催とか関係団体ヒアリングとか、あとパ

ブリックコメントとか、そういった中で、議会の中の意見もお聞きしながら反映していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお聞かせしたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○4番（高橋道也君） それはいつになるんですか。いつ頃を予定していますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） その時期ということでございますけれども、現在、9月の半ばに近づきつつありますけれども、この計画そのものの策定を終える時期ということで、今年の年末ということで考えております。それで、ある程度計画の素案というか、考え方がまとまった段階でということで、現在、庁内の中で各課の中のヒアリングを実施して、それを今、まとめている段階でございますけれども、そういったものを踏まえて、その次の段階としては11月ぐらいにやはり住民の方とかパブリックコメントとか、あと議会の方々のご意見とかも含めていろいろ説明申し上げて、また、お聞きしながら、今後の12月末の策定に向けて進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお聞かせしたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道也君。

○4番（高橋道也君） 簡潔にやります。計画の説明ということで、11月半ば。

○議長（佐藤喜三郎君） じゃ、道也君、時間になりましたので。

（「議事進行」という声あり）

○議長（佐藤喜三郎君） 高野善兵衛君。

○15番（高野善兵衛君） 9月5日に全員協議会においても、副議長も総務課長も同席して聞いていたんだけど、答弁書は質問者に対して、その日の朝配ってもらうということを申し入れたんだけど、今日見ていると、質問者が質問終ったころ、やる前にそれを持ってくるということ話違うので、やはりその日の質問者に対して、朝のうちに配っていただきたいと思うんだが、副町長は忘れたのか、あるいは拒否する考えなのか。総務課長は、また、この問題はどこから出ているのかということもよくご存じのわけなので、その辺ひとつお聞かせください。

○議長（佐藤喜三郎君） あの申し上げます。

議会の方ではそういう要望をしたんですが、町の方のいろいろの都合もあって、今回はこのような形でお願いしたいというようなことでありましたので、今回はこのような形で答弁書を渡すことにしてあります。一応町の方の要望もあったということです。

○15番（高野善兵衛君） それならば、質問出している人たちは、朝のうちになんじょしたんだべ、どうしたんだべという気持ちになっていると思うんだ。そういうことを聞いたら、やっぱり早めにそのことを聞かせていただきたいと、今後もよろしくお聞かせします。



な被害を受けましたので、業務を引き続き行うことが可能かどうかについて調査をいたしました。調査の結果、1階玄関の柱に重大な損傷と1階階段室の耐力壁に、重大なクラックが発生していることが判明いたしました。また、建物のコンクリート強度はかなり低く、設計上、必要な強度の2分の1から3分の1の強度で極めて危険であり、復旧不可能な倒壊に相当するものであるとの判定でありました。町では、このまま現在の本庁舎で業務を継続することは危険性が高く困難であり、来庁者や職員の安全性を確保し、すべての人が安心して利用するため、本庁舎機能を移転し、中央公民館、保健センター、西分庁舎に分散することにいたしました。移転にあたりましては、4月16、17日の両日、町建設同業会の皆様にボランティアとしてご協力をいただきながら作業を行い、翌18日から業務を始めることができたところであります。現在の本庁舎には情報システム関連のコンピュータが設置されており、9月17日から19日にかけて移設する予定となっております。また、気象観測装置については、10月中旬の移設を予定しております。このほか防災行政無線の移設も必要であります。福島県との調整もありまして、日程がまだ決まっていない状況にあります。以上の状況から解体については、施設内の機器等の移設を早急に行い、これから作成する新庁舎建設基本構想や基本計画の作成状況と照らし合わせながら、解体の時期について検討したいと考えております。

次に、(2)の建設時期はいつ頃かとのご質問でございますが、新庁舎建設となりますと、一般的な工程としましては、基本構想の作成、基本計画の作成、地質調査、設計業者の選定、基本設計の作成、実施設計の作成、建設工事、新庁舎開設の流れになります。現在の進捗状況であります。基本構想の作成に向けて、庁内の検討委員会を立ち上げる準備を行っている段階であります。庁内の検討委員会は、各課職員等から選出した十数名で組織し、基本構想等について調査、研究していく考えであります。その後、外部の有識者、町民の代表者等も含めた検討委員会を組織し、ご意見をいただきながら基本計画の作成に当たってまいりたいと考えておりまして、その計画の中で策定いたしますスケジュールにより、建設の時期を提示できるようになると考えております。

次に、(3)の計画に関する予算を早く出すべきとのご質問でございますが、ただいまの質問の答弁の中でご説明しましたとおり、一般的な工程では基本構想、基本計画、基本設計、実施設計の各工程を着実に進め、早期に設計にかかる予算を計上できるようにしたいと考えております。

次に、2点目の火葬場の仕様の考えはについてのご質問でございますが、新火葬場の建設につきましては、現状の中でこの災害を受け、当分の間、延期せざるを得ないことをこの場をお借りして申し上げさせていただきます。これまで昭和48年度に完成いたしました現在の火葬場の老朽化に鑑みて、平成22年3月16日に議会の議決を賜り、火葬場建設基金条例を制定し、副町長を委員長として関係部局の担当で構成する町新火葬場建設庁内検討委員会を設置してまいりました。当委員会におきまして、今年度は基本計画、法令に基づく許認可、建築基本設計、建築実

施設設計、造成設計、造成工事、火葬炉の選定を行い、平成24年度には建設工事、25年度には火葬炉等の部分供用を開始したいと考えてまいりました。しかしながら、今般の大震災により、火葬場は倒壊することもなく耐えたところでございますけれども、役場庁舎の損傷が大変大きく危険な状態となっていましたので、役場庁舎建設への対応を優先すべきとの考えのもと、平成23年度の事務は実質的に現在、進めていない状況でございます。したがって、ご質問にあります火葬場の設計、建設時期につきましては、現時点におきましては、役場庁舎建設の全体的な見通しが立ってからと考えておりますので、何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げます。また、その間は、町民の皆様方、利用者の皆様方に利用に対して、今まで以上の不便はかけないよう、最善の体制を取る考えでありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、3点目の放射能汚染の土砂等の処分方法と処分場所はの処分方法、必要経費、処分場所の面積についてのご質問でございますが、ただいま町では、線量低減化活動支援事業の実施につきまして、山木屋地区を除いた各自治会、各行政区にお願いをしています。これは、将来を担う子どもたちが、生活空間として過ごす時間が多い通学路、公園等における放射性物質による放射線量の低減を図るため、行政区、PTA、ボランティア等により側溝の清掃や草刈りなどを行う活動について、支援する事業でございます。この事業への取組につきましては、行政区の皆様にはこれまで複数回の説明会を開催し、おおむねご理解をいただいているものと考えておりますが、この事業を実施することにより放射性物質を含んだ土砂が発生することから、一時的に仮置きをする必要がありますので、現段階では、この仮置きの場所につきまして選定中でございます。なお、本議会の議案第70号、川俣町一般会計補正予算（第5号）におきましては、仮置き場の必要経費につきまして13か所、461万4,000円の補正を提案申し上げているところであります。その面積は、1か所当たり10平方メートル、13か所で130平方メートルを想定しておりますが、実施状況に応じて変更する可能性もあり得るものと考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 役場庁舎ですが、今は北向きになっているんですよね。そういったことで南向きにとか、あるいはもっと広くとか、結局近隣の土地の所有者も協力を得るうえには、早い時期からそういったものを示すべきじゃないのかというふうな考えからお聞きしていますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁いたします。

これから基本構想を作るんでありますけれども、今のような現在のところでの向きの問題等、また、利用の流れの問題いろいろと町民の皆様の利用の仕方の問題とか、あるいはまた役場の事務事業、また、議会関係の議員等の問題も含めて、それぞれ総合的な中で基本構想を作る中で、ただいまのようなことについても検討課題とし

て取り上げていく考えであります。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 今の答弁ですと、議会の考えも聞くというような話がござい
ますが、これから時間的にはどの程度の時間を見ているのか、それをお聞かせ願
いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

今、町長が答弁したように、基本設計、実施設計とかいろいろありますので、今、
平成23年度には基本設計を考えていきたいというふうに考えております。24年
度からは実施設計とか解体とかになりまして、25年、26年の3月を目途に、今、
考えているところでございます。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） このくらいならできんだろうというそういう考えの中で答弁
されると、ちょっと心外なんですね。やはり前の質問した人がそういうふうな除染
の問題も質問しているわけですから、そういうようなことも含めてですね流れを考
えて、どのようにしたらこうだ、ああだというものを考えた施策、そういうふうな
時期というものを考えた答弁をしてもらいたい。でないと、工事費が先で設計があ
とで出るというような、また、元の木阿弥みたいにならないように、そうい
うふうなこともあるものですから、そういった面でちゃんとしたことを今度はやっ
ていただきたいなど。我々としては、そう願っております。

それから、火葬場については、これはやむを得ないかなという点もあります。た
だ、町民の皆さん方からここ10年余り要望されてきてできるはずだったんですが、
運が悪いと言えば運が悪いわけですが、ただ、負債を持っても支払いというものは、
私もだいぶ負債を持ったことがあります、やはり支払いをするときしないと、仕
事をするときしないと、どうしても難しくなっちゃう、できなくなっちゃうとい
うようなことがあるんですね。ですから、そういった面でなるべくそういったことは、
早めに進めていただきたいというふうに思うわけですが、その辺はどうお考えか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 今、スケジュール申し上げましたが、そのような目標をもって
突き進めていきたいということ1点と。火葬場でありますけども、こちらの方も基
金などを積みさせていただきました。それは取っておきたい考えであります。それ
で、役場庁舎の建設に当たる財政計画を先に立ち上げますので、それを見て、全体
計画の中を見ながら火葬場については考えていきたいということでもありますので、
皆さんに今回、造るということをこれは表明してきたことがありまして、大変申し
訳なく思っているんでありますけども、今回のような状況に考えみて何とぞご理解
をいただくようお願いを申し上げる次第であります。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 私はですね、2つの事業があったとしても、設計とかなんか

というのは並行して進めていっても問題ないと思うんですよ。同じ業者に頼むわけではないと思いますので、そういった面ではどのような方向が良いのか、仕様が良いのか、そういったことはこの仕事が終わってからうんぬんというよりは並行して進めていった方が、次年度にできるとか、そういうふうな形が見えてくると思うんですね。ですから、そういったことは並行して進めていった方が良いと思うんですが、その辺の考えあるのかどうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 答弁申し上げます。

議員のお質しは、火葬場の仕様など、いわゆる設計などは並行して、つまり役場庁舎と並行して事務は進められるであろうというお質しかと思います。設計そのものはそのようなことも確かにあるかと思いますが、庁舎を優先して考えろという、そのようなことから今、現実設計の事務が進んでいない状況にございまして、よって、火葬場の建設につきましては、先送りをさせていただかざるを得ないという、町長が申し上げたような状況に立ち至っておりますので、何とぞご理解をちょうだいいたしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 私はそういうことを言っているんじゃないんですよ。事務がこうだからできないとかそうでなくて。設計というのは、こういう仕様でやるということを大体来年度やる予定なんですから本来ですと。もうそこまで来てて、設計は個別にもう頼んでやったらどうだということですよもう一緒に。分かる、分かんない。だから、そういうことなんです。一番難しいことを私質問しているんじゃないんですよ。こっちもやりながらこっちも進める。だって、みんなが庁舎にだけ携わるわけじゃないんですから、みんな係があるわけですから。そういうふうに進めればいいんじゃないですか。それは首長の考えはこうである。いや、課長はこういう考えがあるということであっても、それはそれで良いと思いますよ、それならそれで。ただ、事務の関係とかなんかと言うけど、もう基本計画はこうなんだということを2年前、3年前からもう積み立てを始めるときから決まっているはずだと私は思うんです。だから、そういった意味で並行に進められないのかと。結局庁舎のほうの後なんですから、本来は。地震がなければ、それは進めなかったわけだから。だから、そういった意味でこっちのほうが進んでいたわけですから。今、課長の答弁ではこっちが遅いんだと、それはちょっとおかしいですよ。そもそもは火葬場の方が早いわけですから、計画としては。だから、そういうふうなことがあったんですから、そういうふうなことで並行に進めることはできないのかと。片方だけきり進められないというような答弁は、ちょっといかがなものかと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 質問に答弁をいたします。

同時並行で進められないのかという考えも私も持ってはいるんですがありますが、ただ、ただ、建設時期等については、これはずれざるを得ないと思っています。ただ、

いろいろと条件等がございますので、先ほど申し上げましたが、財政見通しも含めて、とりながら、やれるものはこれは取組んでいく考えでありますので、今のよう
な質問の趣旨についても、これから火葬場建設の中で延ばす段階は理解いただきな
がら、そういったことについても公表しながら検討していきたいと考えておりま
すので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 3番目の問題ですが、土砂が1か所当たり10平方メートルと、
そして13か所で130平方メートルだというような答弁をいただいわけでありま
すが、これを1つに集めることをするのか、最終的に。ただ、これは政府が示した
中間貯蔵施設の県内設置にしてくれと言われたことに関して、そこに持っていくの
か、これはどういうふうな最終的な処分はするのか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

ただいま13か所の予算を確保というか、提案しているということでございま
すが、自治会の中、また行政区の中に、延べ30回前後入りましてお話し合いをして
いるところでございますけれども、とりあえず現在の段階では1か所に集めてはど
うかというところと、また、各行政区ごとに分散してはどうかというところがござ
います。またこれは仮置きというふうな考えで、そこに放射線が漏れないような
状況、学校でやった方法などを踏襲しまして、漏れないような方法であくまでもそ
こに一次仮置きというふうな考えでございまして、国の方針の中で明確に国有林な
どとか、あとそのほかどこかに中間処理というか、そういった話が明確になれば、
そういったのに合わせてスケジュールを組みまして対応することとなろうかと思
います。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） そうすると、1か所には集めないということになれば、この
10平方メートル、10メートル四方ですよ。そんなふうなことで各地区のやつ
が置けるの。なんか頭に描くと、置けるような状況でないというふうに考えるん
だけど、大丈夫なんでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 現在の今、面積だけではもちろんはっきり分からな
いところがございまして、実際あのどこまでの除染ということで、これから
具体的に例えば住宅地図とかに落としていきながら、線量の高いというところでリ
ストアップしまして、そういったものを集めていくようになるかと思いますが、
それぞれのところがそのくらいの容量というか、1か所がその予算で見ているよう
なことで収まるかどうかということも含めて、これからそういった計画に基づいて、
どれだけの汚泥等が発生するのかを含めて、それは町の全体的な調整の中で仮置き
の量と言いますか、そういったものが出てくると思いますので、もう少し協議を進
める中で具体化していきたいというふうに考えております。以上で答弁とします。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 分からないことを聞いてもだめなので、次に移ります。この放射能の問題ですがね、町として東電やなんかに賠償の取組みですね、これはどのような取組みをしようと考えているのかお尋ねいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 町としての東電に関する賠償の関係でございますけれども、まず、基本的な考えとしましては、例えば避難の受け入れの関係の費用につきましては、災害救助費で対応されると。ただ、避難に直接受け入れに関係しないものについては、そういった対象外となっているケースもございます。また、その除染に関する費用につきましても、それぞれ特別な法律ができない間は、現行の法律のままで補助率が決まるということで、例えば文科省の場合ですと3分の2とか、あとそれを外れた場合は2分の1とか県の方で、そういった補助率で考えておりますけれども、そういった補助とか災害救助法で対応できない部分について請求をしていくということということで現在も請求してきておりますけれども、今後の中でいろんな費用が随時発生することとしますので、それは定期的にそういった考えの下に、実際、原子力災害に伴う実際の損害という形でとらえまして請求をしていくようなことで考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） この放射能うんぬんのことで脱原発というようなことで、町長はどのようなお考えかお尋ねいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 質問であります、脱原発、私は脱原発、再生可能エネルギーにだんだん転換していくべきだというような話で議会答弁したと思っております。これだけ離れていても、これだけの放射能汚染で本当に日々いろんな生活送っている。先ほども質問ありました内容のとおりであります。ですから、私は、このようなことを及ぼすことについては、やっぱり縮小すべきだというような考えであります。安全、安心を守るという意味では、現時点で考えても、いわゆる今、仮置き場の問題もあります。これすらもなかなかないところがある。ましてや中間処理に至ってもそうです。最終処分場に至っては、まだ決まっていないということでもありますから、それは発電所の最終処分場も決まっていないんですね。今度出た仮置き場のことも決まらないということは、これは本当に私はこれ大変なことだと思います。ですから、そういったことでありますから、私は脱原発で、そして、再生可能エネルギーを追求して、それを国のエネルギーにしていこうというような考え方に、私は、であるべきだと思っております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 黒沢敏雄君。

○10番（黒沢敏雄君） 脱原発はこれから進めるべきだというような中でですね、原子力に依存しないとするならば、町長の考え方としては、エネルギーは何に求めていけば一番良いのか、蛇足だと思いますが、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 通告外にはならないですか。

○10番（黒沢敏雄君） いや、通告外でも考えがあったらしゃっべってもらってもいいかなと思ったものですから。ただ、考えがないとすればやむなしとしますので、これ以上の質問はいたしません。どうもありがとうございました。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で10番 黒沢議員の質問は終了いたしました。

次に、5番議員 菅野清一君の登壇を求めます。菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 5番 菅野清一であります。私は、今定例会にあたり、先に通告してあります大きく2件、細部8件について、原発被災者の1人として当局の真を質すものであります。東京電力第一原発事故から早6か月が過ぎ、メルトダウンや放射能汚染量のごまかしなど、国や東電の嘘と情報隠しが次々と明るみになり、事故の収束どころか、そのめども立っていないのが現状であります。特に許せないのは、事もあるうに事故の原因者でもある東京電力が3月15日、早朝、発電所からの撤退を国に申し出た事実が報道で明るみになりました。正に国民の生命を無視した現場放棄であり、国民的糾弾ものであります。3月12日、午後の1号機の水素爆発から15日の4号機爆発火災で混乱する中、放射能汚染の予測を計測する緊急時放射能影響予測リストワークシステム、いわゆるスピーディの放射能物質拡散シミュレーションが公表されず、より多くの被曝者が出たことは、大きな問題となっております。スピーディの公表は、本県においては3月23日にたった一度だけ公表されただけであり、事故直後に出されたスピーディの予測数値を実に驚くなかれ、県の担当者が知事に報告していなかったということも、最近になって明るみになりました。私も3月28日に県の対策本部に出向き確認したところ、スピーディは故障していると、その一点張りであります。国は混乱を招くから公表を控えたと言っておりますが、これが今、飯館村や津島地区の大量被曝が問題となっており、住民の不安とパニックを引き起こしているのであります。このスピーディには公費128億円が投じられたものであり、役に立たなかったのでありますから、当然、国民に返還されるべきものであります。このスピーディが公表されていれば、浪江町民1万7,000人が一斉避難した際に津島地区にとどまり、大量被曝することはなかったと言われております。このことは、7月から実施されましたWBC、いわゆるホールボディカウンターによる内部被曝調査の結果に表れております。7月からの調査では、県の委託を受けて放射能医学研究所が行ったものであります。どういうわけか幼児などは後回しにされ、大人中心でありました。特筆されるのは、津島地区赤宇木地区に避難していた人の数値が1万カウント以上という原発作業員の5倍から10倍という数字が出ております。しかし、その後、8月末にホールボディカウンターの検査では、幼児や子どもたちからは検出されずの結果が出ております。担当職員の説明では、事故から5か月も過ぎ、半減期の関係で検出されないとの話であります。要するに5か月、6か月経過してからの内部被曝は検出されにくいというのが、統一した見解であります。担当職員は、口を揃えて検査するには遅すぎたと言っているそうであります。これは正にホールボディカウンターの検査

機械が間に合わないことが内部被曝の発見につながらないという。東電や国にとっては、都合の良い検査実態になっていることが浮き彫りになりました。ましてこのホールボディカウンター担当職員が言うには、福島市における相談対応のポイントというマニュアルまで作られました。その中で何とされているかという、無駄な不安をあおりたくない。あくまでも検査なので、安心してもらえばいい。そして、細かくはあくまでは業務での相談対応であることに割り切る。ときには、患者の話は受け流すこと。苦渋な体験は吐き出し、やり遂げたという自分にご褒美をと、徹底した被曝患者との真剣に向き合う検査対応でないことが明るみになっております。このことは、つい先週テレビで放送され、大きな波紋を呼んでおります。つまり、県がこれから問題のホールボディカウンターを導入予定としていますが、入荷は12月か1月と聞いております。既にその頃は半減期の関係で数字のカウントは不可能であり、子どもたちは検出されずの答えが予想されているのが現実であります。320万平方メートルという広大な原発の敷地の中で、どこからどのぐらいの放射能が出ているのか把握できないのが現状であります。6月4日、発表の1号機地下よりの毎時4,000ミリシーベルトの放射能噴出、8月1日のこれまでの最高であります毎時10万ミリシーベルトの放射線汚水が見つかるなど、どこからどのぐらいの数字が出ているか確認できていないのが第一原発の現状なのです。これらの数値は東電から一方的に出される数値であり、10万ミリシーベルト以上は東電の計測器では計測できないということから、実数はその倍以上と言われております。正に放射能管理不能というのが原発の現状であります。6月に原子力安全保安委員から訂正発表された77万テラベクレルと言われる総放出量であります。海外の原子力専門家の話によると、実際は桁違いの数値と言われております。このことは先月29日、文部科学省より発表された放射性セシウムの土壤汚染マップの数値が公表されたことでも明るみであります。しかも、プルトニウムとストロンチウム90は、これからだそうであります。驚くなかれ、大熊町の1平米当たりの数値は3,000万ベクレルにもなっております。同山木屋地区12か所の農地からも極めて高い数値が確認され、最も高いところでは165万ベクレルの数値が検出されました。キログラム換算でも2万7,000ベクレルという大量のセシウム汚染が確認されております。低いところでも12か所すべてにおいて、キログラム換算で作物栽培不能という5,000ベクレル以上の汚染が判明いたしました。このことは、土壤汚染の実態は空中線量の数値とは直接的にあまり関係ないことを物語っております。空中線量の数値とは裏腹に土壤汚染の実態は、いかに深刻であることを示しております。25年前のチェルノブイリ事故でも、あのソビエトの時代であっても3万7,000ベクレル以上は汚染地域指定、55万5,000ベクレル以上は限界管理区域、148万ベクレル以上は居住禁止区域の基準が設定され、住民は強制避難しております。しかも、今回の発表をチェルノブイリ事故基準の55万ベクレルで見ると、本県は100か所以上にのぼります。福島市でさえ2か所あります。セシウム137だけでも、大熊町の1,545万ベクレルという数値は、チェ

ルノブイリの27倍という驚くべき数値であり、そのまま放置しておけば、300年経っても半減期でいって3分の1にしかならないのであります。今回の原発事故の放射能汚染は、セシウム換算で広島型原爆の168個分が土壌汚染の数値を裏付けしているのであります。本来、国が定めているのは、放射性同位元素による放射線障害の防止に関する法律第14条第4項で、年間1ミリシーベルトと決められております。このほかにも3か月で1.3ミリシーベルトを超えるところは管理区域、年間5ミリシーベルトを超えるところから物を持ちだしてはならない。管理区域においては、18歳未満を働かせてはならないなどの法律があるにもかかわらず、国が勝手に基準を上げたりするから、大きな問題をはらんでいるのであります。今回、文部科学省より発表された土壌汚染の数値は、到底人間の手で除染するようなものでないことは明白であります。除染のための法案が国会を通りましたが、にわかに除染の話題が持ち上がっておりますが、除染物の仮置き場よりも、まず、現実問題として、除染作業におけるほこりや空気などによる内部被曝が大きな問題となっております。チェルノブイリのときも除染作業員50万人のうち2万人が死亡、20万人が今なお放射線障害に苦しんでいるのが放射能障害の現実であります。大量の放射能をまき散らされ、国と東電より情報を隠ぺいされ、健康被害におびえ、仕事と大地を追われ、地域、家族、友人の人間関係をずたずたにされ、狭い仮設や見知らぬ土地で慣れない生活に疲れ、怒りや悲しみ、絶望などの人間としての感情を押し殺し、先の見えない不安な日々を送っているのが、避難民の現状であります。例え微量で数値が低くとも、安全な放射能はないと言われております。正にマハトマガンジーの言葉を借りれば、理念なき政治、道徳なき小用、そのままあてはまるものであります。我々を避難民に追いやった東電、根拠のない原発安全論を振りかざし、強引に推進してきた国、そして、何の知識のないままそれに荷担してきた福島県は、絶対に許されることはありません。私は、この加害者とともに、被害者の1人として、血の一滴まで戦い抜くことをお誓い申し上げ、次の質問にします。

1つ目、なぜ原発事故発生後、1週間も何の情報も出せなかったのか町は。

2つ目として、計画避難後のいわゆる仮設住宅なり借上住宅に住んでいる住民に対しての生活支援などの具体的な対策は。

3つ目として、ホールボディカウンターにありますように、内部被曝調査の経過と結果、そして、今後の見通しについてであります。

4つ目として、東電や国に対する補償賠償など、町として積極的に取り組むべきと考えるが、その考えは。

5つ目として、文部科学省の土壌検査の報告を受けて、その対策はどのようにしようとしているのか。

6つ目として、経済的被害、金銭的被害すべての被害を含めて、その集約や復旧対策がまだできていないのに、なぜ今、復興会議なのか。

7つ目として、これらの対策を進めるためにも、対策室を対策課にして、大幅な増員を図るべきではないか。

次に、富岡興業が所有する産廃処分場の県による強制汚水放流についてであります。この件については、これまで何度も県との住民説明会が強制汚水放流を拒否したにもかかわらず、汚水放流を繰り返し、県の蛮行に対し、断固たる措置をもって望んでいくと思うので、この点についてお尋ねします。これまでの住民感情を無視した県のこの野蛮な行為に対して、町の主権に基づいて、今すぐ止めさせるべきかと思うが、町の考えについてお尋ねするものであります。

以上、質問とします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後１時です。

（午後０時０５分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　再開いたします。

（午後１時００分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　会議を進める前に申し上げます。傍聴の皆様に申し上げます。

会議規則を守って傍聴くださるようお願いしたいと思います。特に私語を慎んで静粛に傍聴いただくようお願い申し上げます。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　それでは、午前に引き続き５番議員　菅野清一君の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君）　５番　菅野清一議員の質問に答弁をいたします。

まず、１番目の原発被災対策は万全かの(1)、なぜ原発事故発生後、１週間も町民に情報を出さなかったのかについてのご質問でございますが、町災害対策本部における町民に対する原子力災害等の情報提供につきましては、東日本大震災後の３月１５日、町ホームページ上に災害関連情報を集めた特設サイト「川俣町災害関連情報」コーナーを開設し、併せて川俣町災害関連情報携帯サイトも開設し、災害情報の迅速な提供に努めてまいりました。また、災害広報につきましては、第１号の発行が原発事故から１週間後の３月１９日となってしまいました。が、３月２９日開催の自治会連絡協議会と行政区長協議会の合同会議における協議の結果を踏まえ、４月１日以降、毎週金曜日に発行することとし、情報の提供に努めてまいったところであります。先週金曜日には第２５号を発行し、ホームページと併せた情報提供により、住民不安の解消に努めているところでございます。また、ホームページの災害特設サイトの中では、福島県災害対策本部や首相官邸、文部科学省など、関連団体へのリンクも張り、県内の情報や国における災害の対応状況、各種モニタリング情報などの提供に努めているところでございます。迅速な情報の提供にはインターネットの活用が不可欠であります。町では中央公民館、各地区公民館においても町民の方々がインターネットを利用できる環境整備を図っておりますが、山木屋

地区の住民が入居しております農村広場の仮設住宅の中にあります集会所においても、今後、利用できるよう整備をすることといたしております。今後とも災害広報やホームページの災害特設サイトの活用を図りながら、迅速な情報の提供に努めてまいりたいと考えております。

次に、第２点目の計画避難後の住民生活再建など具体的な対策はについてのご質問でございますが、先の４番 高橋道也議員へ答弁しましたとおり、町では、６月より国の緊急雇用創出事業により、避難者対策として臨時職員を採用し、山木屋地区安全パトロール隊として６０名、避難者対応として３名、仮設住宅へのバス運行運転手１名の計６４名を配置し、避難者の安心、安全対策を図ってきたところであります。また、８月からは県が人材派遣会社へ委託した事業「がんばろう福島！“絆”づくり応援事業」を活用し、４名の人材を派遣していただき、仮設住宅の運営体制の強化を図ってきたところであります。更に、介護予防事業として週１回の運動教室、隔週１回の栄養教室を保健センターが中心となって実施しており、毎回多数の参加者のもと、避難者の健康面をサポートしてきているところでありますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、(３)の内部被曝調査の経過と結果、今後の見通しはについてのご質問でございますが、はじめに、内部被ばく検査の経過につきましては、６月に福島県の県民健康管理調査に先行した取組みとして、国において、内部被ばく検査を実施することとなり、計画的避難区域に指定された山木屋地区内の１２人が検査を受けることになりました。１２人の選定は、放射線量の高い浪江町に隣接している山木屋乙８区行政区の中から、年齢別及び性別で指定された５歳から４９歳までの男女１２人を選び、７月９日に千葉県千葉市にある放射線医学総合研究所において、体表面の検査、甲状腺の検査、尿検査、ホールボディーカウンターによる内部被ばく検査が行われたところでございます。この検査結果につきましては、７月３０日に、町保健センターで開催された説明会において、放射線医学総合研究所の担当者から個別に説明がなされ、受診者の一部にはごく少量のセシウムが検出された方もおりましたが、受診者全員が健康に影響のない結果でございました。また、これとは別に、７月上旬には、県において茨城県東海村にある日本原子力研究開発機構に委託し、計画的避難区域に指定された川俣町山木屋地区、浪江町、飯舘村の住民の約１割に当たる２,８００人を対象として、ホールボディーカウンターによる内部被ばく検査を実施することになり、山木屋地区住民２００人の割当を受け、実施したところでございます。検査は、７月１９日、２５日、２７日、２８日の４日間の日程で、体表面検査とホールボディーカウンターによる内部被ばく検査が行われ、その結果、最終的な受診者２０１人のうち、１２４人が検出限界値以下で、７７人からは微量のセシウムが検出されましたが、受診者全員が健康への影響は心配ないレベルでございました。以上が、これまでの内部被ばく調査の経過と結果でございます。

次に、今後の内部被ばく検査の見通しにつきましてでございますが、県において、茨城県東海村にある日本原子力研究開発機構に委託し、９月から１２月までの予定

で原発立地及び隣接7町村の住民の10分の1にあたる方の検査を行う予定であります。また、これとは別に県では、移動型のホールボディーカウンターを今年度中に5台導入する計画があり、より多くの県民の検査を進めようとしております。早ければ来年1月には稼働させたいとのことでございますので、川俣町民の速やかな検査実施について、県に強く要望をしているところであります。

次に、第4点目の東電や国に対する補償賠償など、町として積極的な対応をすべきではについてのご質問でございますが、町といたしましても、これまでも被災者支援として随時相談を受け承っておりまして、今後も積極的に対応してまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、(5)の文部科学省の土壤汚染調査の報告を受けて、その対策はについてのご質問でございますが、文部科学省では、6月はじめに福島第一原子力発電所からおおむね100キロメートル圏内の土壤調査を実施したところでございますが、当町においては2キロメートルのメッシュで、田8地点、畑27地点、牧場1点の農地計36地点と宅地2地点を加えた38地点の調査を実施しております。この採取箇所を地区別に申し上げますと、山木屋地区12点、小綱木地区6点、飯坂地区5点、小島地区4点、秋山地区3点、鶴沢地区2点、大綱木、東福沢、西福沢、川俣、小神、羽田地区各1点で行いました。この調査結果に基づいて、8月30日に文部科学省から放射性セシウムの土壤マップとして、発表されたところでございます。発表になったセシウムの数値の単位は、ベクレル・パー・平方メートルとなっておりまして、政府の原子力災害対策本部が「稲の作付けに関する考え方」で示している水田の稲の作付け制限の土壤中の放射性セシウム濃度である5,000ベクレル・パー・キログラムと異なる単位となっております。そのため文部科学省で発表したセシウムの値では、「稲の作付けに関する考え方」に基づく土壤中の放射性セシウム濃度として、とらえることはできないところでございます。仮に今回の結果をベクレル・パー・キログラムに換算した場合、今回のセシウム134とセシウム137の合計値から割り出しますと、38地点における土壤換算数値は1,659ベクレル・パー・キログラムから2万84ベクレル・パー・キログラムの範囲となります。文部科学省では地表面から5センチメートルの深さを採取しておりますが、農林水産省における農地の土壤濃度の調査においては、農地の耕起の深さと根の張る深さを考慮して、水田では15センチメートル、畑では最大で30センチメートルの土壤を採取して調査をしており、農林水産省の土壤濃度調査を参考にいたしますと、先ほど申しました土壤換算数値より3分の1から6分の1の値となってしまいます。このように数値が大きく変わってしまうことから、統一した考え方を示していただくことが大切であると考えており、現在、土壤中の濃度として換算できるような統一した考え方を示していただけるよう、文部科学省に対して要望しているところでございます。土壤の対策でございますが、現在、農地の土壤除染技術開発として、当町並びに飯館村において実証試験を行なっております。また、8月30日に公布された、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴

う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」の附帯決議で、農地も除染対象とされており、今後、土壌の除染について、国より技術、方法が示されるものと認識しており、これを受けて、対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、(6)の具体的な被害の集約や復旧対策がないのに、なぜ今復興会議なのかについてのご質問でございますが、本町では現在、東日本大震災の震災による物理的被害や原子力災害による直接的被害及び風評による間接的被害を克服し、元氣と笑顔に満ちた安心して暮らせる地域の奪回や次なる世代に引き継ぐべき豊かな自然を回復し、住民相互の強い絆を更に強化させ、文化的、経済的に更に発展した新たな地域社会の構築に向けて果敢に取り組んでいくため、復興計画を策定しているところでございます。復興計画につきましては、現在、把握しております震災による住宅、工場、公共施設等の被害、また、原子力災害による農業にかかる損害、商工業にかかる損害等を踏まえ、復興会議におきまして、各界の代表、有識者等の知見や意見を集約するとともに、毎月開催しております山木屋地区行政区長懇談会や除染、復興を目指した山木屋地区の専門部会、山木屋地区住民との意見交換会等を実施したうえで、策定することとしております。

次に、(7)のこれらの対策を進めるためにも人員を増やし、対策室を対策課にすべきではの質問でございますが、町では東日本大震災の発生を受け、現行の地域防災体制の見直しが求められる中、本町の地域防災体制を更に充実するため、また、特に原子力災害により迅速に対応するため、平成23年7月1日付けで組織機構の一部を改正し、企画財政課の中に、新たに原子力災害対策室を設けたところでございます。原子力対策室を課にすることにつきましては、避難者の生活支援をはじめ、福島第一原子力発電所事故の収束状況、除染計画の進捗度等、原子力災害の状況を踏まえ、今後、具体的に検討してまいりたいと考えております。

次に、第2点目、産廃処分場の県による強制汚水放流を許すなどの住民感情を無視した県の蛮行に対し、町の主権に基づき今すぐ止めさせよについてのご質問でございますが、これは富岡興業株式会社産業廃棄物最終処分場に関するものでございますが、富岡興業株式会社の山木屋にございます産業廃棄物最終処分場からの放流につきましては、これまでもご質問をいただいておりますが、放流につきましては滞留水をそのまま放流するということではなく、浄化処理後の水を検査し、問題がないと判断された後の処理水の放流をしたということであります。この処分場の設置の条件であるにもかかわらず、処分場許可権者である福島県が放流を事業者に指示し、実施させていることは、誠に遺憾であります。お質しのとおりでございますが、地元山木屋地区の方々を対象とした住民説明会におきましても、地元の意向は放流はするなということに尽きるわけでありまして、私も地元の意向に反しての放流はするべきではないと考えており、この思いは、知事あてで抗議として再三申し上げているとおりであります。加えまして、処分場の位置する山木屋地区の

住民の方々の原子力災害にかかる内閣総理大臣の計画的避難指示に基づく避難による放射能への恐怖と先行きに対する不安に、更に輪をかけるようなことはすべきではないと考えております。県は廃棄物処理法に基づき、土堰堤の土砂崩れ防止策、滞留水の排水基準を満たす処理を行うことの本年7月20日を期限とする措置命令を、平成22年11月19日に発しました。しかし、履行期限の当日である7月20日には、その期限を平成24年6月30日まで延長しておりますので、今後とも適正に監督する義務がありますし、今後、措置命令の内容が達成できないときには、命令を受けた者に代わって県が行う、いわゆる行政代執行にまで言及している状況でございます。したがって、福島県は、地元山木屋地区の方々はもとより川俣町全体、そして、下流域である二本松市の方々の安心、安全が確保できるようしっかりと対応する必要があると考えておりまして、二本松市長とともに、ただいま申し上げましたような地元の思いを県に対しまして、表明する考えでおります。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 答弁あったわけですけど、時間がないので、私1時間しかありませんからあと残り少しですか、2項目めの産廃処分場についての再質問をさせていただきます。今、町長は誠に遺憾であると、正に遺憾ですね。現状、このためだと言いながら、これまで何回流しましたか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

放流の回数、本年4月以降6回でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 今聞いたとおり、6回の犯行に及んだということですね。地元がだめだと言っているにもかかわらず、先ほど町長からもあったとおり、完全にシャットアウト型なんです。管理型というのは、本来。敗訴法の中でも。これを平気で無視してきたわけですよ、これ。私も調査した中では、多いときは100トンくらい流していると。60トン。以前の業者がやっていたときと全く同じ状態ですよ。現実に浄化する設備がありながら、それもやらないと。二本松方面からまだ白い泡の水が出ているという抗議が私のほうにも来るわけですよ。そういう意味ではお願いする状態では私ないと思います。この点について、二本松市の市長とは協議しましたか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

この件につきましては、川俣だけの問題ではないということでありまして、二本松市長とも協議をしております。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） これやっぱり二本松市と協議をしながらやるしか方法はないと私は思うんですよ。そういう意味では、もっと断固たる措置を取っていただきたい

と思うんです、これは。明らかにこれ蛮行ですよ。これやっていることはですね。しかも、この原発被害のどさくさ紛れの中で、住民いないんだからいいんじゃないかというような考えですよ。この読み取れる内容は。で、確か議会でも県の担当者来ております。議会のほうから出たのは、とにかくあなた方としゃべったってしょうがないので、任命責任者である知事と呼んでこいと。知事が来るということだったんですけど、途中から来れないという話だったんですが、議会も町民も含めて、知事の出席要請しますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） この件につきましては、二本松市長と県の方直接に出向いて、この抗議のことをやろうということで、現在、協議を進めているところでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） これは二本松市と山木屋地区が直接被害になるわけですから、しいて言えば阿武隈川に行きますから県民全体の被害になるわけですけど、早急に二本松市と連絡を取りまして、知事の出席を求めていきたいというふうに思っています。よろしくお願いします。

原発問題について移ります。まず、最初の1番なんですが、今、答弁では3月11日以降、3月12日の午後3時か第一原発が水素爆発したのは。次に2号機、3号機の15日の核爆発を伴った爆発があったわけですよ。その当時、今、町長のインターネットのほうで発表したと言っているんですが、その当時山木屋地区は停電であります。12日の爆発以来、緊急車両がものすごい数でサイレン鳴らして山木屋地区を通過しております。地元の人は、家に帰るのにもパトカーに止められるような状態の中で生活しておりました。一方では、おにぎり作りをしてたのはよく分かるんですが、なぜもっと12日ですから、13日あたりからもう広報できたわけですよ。例えばチラシを作って全戸配布するとか、既に地元では11日の2時46分以降、行政区長なり民生委員の人は1人暮らしのところを全部確認したり、道路の決壊箇所とか夕方までには全部すべて終わっているんですよ。だから、連絡体制はできていたわけですよ、その当時はね。にもかかわらず、16日の議員全員協議会集めて、17日に全員協議会の中で、今すぐ広報すべきだという議会全体の意見になっているにもかかわらず、その日に山木屋に行くと言ったけど、実際は行っていないと。実際は翌日の18日の午前に報告に行ったというような事態であります。その間に消防の関係者やらなにやらやっぱり大変心配をしまして、とにかく広報すべきじゃないかということあったんですが、それも消防団に聞いたら、町長の指示がないから動けないというのが町の団長の見解でありました。例えばその中でどんどん浪江、双葉の方の人が避難してきたわけですよ。そうすると、山木屋に実際来ました、生活改善センターに20数名かな。じゃ山木屋の人どこに行くんだいと聞いたら、山木屋の人入るところないぞいと言われたと、対策本部から。これはやっぱり実態なんですね。だから、確かにそうかもしれません、そ

の実態で考えるならば、やっぱり原発から32～33キロの地点でありますから、ましてスピーディの情報のものがすべて隠ぺいされた状態で被害だけ受けている状態でありますから、当然、町としてその対策本部の中で、やっぱり一番近い山木屋地区には何らかの広報はやっぱりすべきだったんじゃないかと思います。それはやらなくちゃならないように書いてあるわけですね、これ。災害対策基本法第8条、国及び普通地方公共団体はうんぬんかんぬんで、意を用いなければならないと最後に書いてあるね。これ災害対策基本法第8条は、これで間違いないですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの災害対策基本法については、これから調べてまいりたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） よく調べてくださいね、私も調べましたから。自治体の責任が書いてあるんですよ。普通地方公共団体は何をしなければならないか。その前提になっているのが地方自治法第1条ですよ。すべて住民福祉の増進を図ることを主たる目的とする。これ地方公共団体の定義になっていますよね。だから、当然、あの時点においては、こういう状況なんですよと。例えば避難民を受け入れるにしても、原発の情報にしたって、知り得る限りの情報は出すべきなんですよ。それで、一方では二本松市あたりでは、高齢者宅におにぎりやパンの入った袋が毎日配られたり、飯館では水が配られたりやっているわけですよ、それはね。ところが、こっちは何やっているのか分からない、ほかの人はいっぱい来ているんだけど、地元の人にはほったらかしと。これやっぱり実態なんですね。だから、ここに立派な防災計画があるにもかかわらず、実態は何の役にも立たなかったわけですね。さっきのスピーディみたいなものですよね。そういう意味ではきちんとやっぱり災害対策基本法を守っていただいて、今回の反省をしながらきちんとこの広報体制についてはやっていただきたいと思います。特に消防団の関係者は、いろんな問題、寄附もらったりなんかしていろいろ大変なわけですよ。こういうときに黙っていて、あとどうやって活動するんだと。さんざん私怒られましたけど、全くそのとおりだと思うんですよ。その辺の知識が、全く認識が欠如しているということを言わざるを得ないわけであります。

次に、避難民の健康診断でありますけど、このホールボディカウンターの前に、検査やっているわけですよ、尿検査も含めた。その中には実に45%の子どもたちが被曝を受けているという結果が発表されております、微量でありましたけど。先ほど申したとおり、微量であり、身体に良い放射能はありません。これは学会の定説であります。町はどういうふうに考えるか分かりませんが、そこで、ホールボディカウンターの話もありましたが、ホールボディカウンターは確かに福島県が4台買うということで予算化されています、4億8,000万円か。私もたまたま今、福島市に避難しているものですから、県庁近いものですから、しょっちゅう行きますのでお話聞きましたけど、実際、入るのは1月ころだそうです。アメリカ製

の安いやつだそうです。現実には、じゃ山木屋の残っている人たちが、いわゆる原発から近いという部分でね、じゃ残った200何十人以降の1,000人近い人が、じゃこの次1月から受けられるのかと言ったら、そういうことは考えていません。浜通りが優先だそうです。まだまだいっぱいいますから、約7万人ぐらいの人が今、避難しているわけですから。ということは、山木屋の人はいつやるんですかと言ったら、夏以降だそうです。県の担当者は、3か月、4か月したら半減期過ぎて検出できないものを、どうやって1年後に検出するのか私理解できないんですよ。これ全然意味ないと思うんですよ。そういう意味では、やっぱり45%の子どもたちが尿検査でセシウムが確認されたという点については、ホールボディカウンターだけじゃなくて、あらゆる医療の面で健康診断をやるべきと思いますが、その点についていかがですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁いたします。

質問ありましたとおり、3月22日、3月27、28日で甲状腺の調査をやっていただきました。まだ、その結果が先々月発表されたわけでありすけれども、45%の微量であれ、被曝があったということであります。質問にありますように、ホールボディカウンター、先に質問がございましたが、福島県の体制、また町の方の体制が取れていないという指摘を受けております。それは、しっかりと今度町の方でも体制を取る考え方の中でやるように取り組んでいく考え方申し上げましたが、今、質問がありましたように、医療機関も含めて、町民の健康調査をしっかりとしていくというようなことで考えております。町民の健康診断の中にも、そのような原子放射能関係についての検診項目が入られるのかということを今、協議させているんでありますが、そういった幅広い考え方の下に、町民の健康管理に当たっていく必要があると考えておりますので、ご質問にありますようなことを踏まえながら、町民の健康をしっかりと守っていく考えでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） そうすると、3月、4月に尿検査も含めた診察と、今度のいわゆる東海村やったやつですよ、これたぶん。これの報告を保健課としては、どういう形で受けています、町としては。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

ただいま町長からも話しありましたけれども、町で3月28日から30日までの間に実施をいたしました甲状腺の簡易検査の結果につきましては、この時点で川俣だけではございませんで、川俣といわき、それから飯舘村の子どもさんを中心に甲状腺の被曝調査を受けたわけでありすけれども、全体で55%の方について何らかの数値が出たということでありましたけれども、川俣町の検査結果につきましてはただいま質問ありましたけれども、保育園児、幼稚園児、小学生は小学2年生まで8歳

以下の方を対象に全体で631人の方が受けております。631名のうち約7割、434名の方が、毎時0マイクロシーベルトでございました。次に多かったのが0.01マイクロシーベルトの151人で全体の24%、次が0.02マイクロシーベルトの34人、次が0.03で11人、最も数値が高かった方が0.04マイクロシーベルトの1名という状況でございました。いずれの方も原子力安全委員会が問題となるレベルではないとしている毎時0.2マイクロシーベルトを下回っていたところであります。

次に、山木屋の皆さんを対象に200人の割り当てを受けて実施した結果につきましては、先ほど町長が結果を申し上げましたとおり、最終的に201名の方が受けられましたが、124名の方が検出限界値以下で、77名の方から微量のセシウムが検出されたという結果となっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 77名の方と111名かな、微量だから大丈夫だということは、何で判断しました。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁いたします。

検査結果の数値が、健康被害を及ぼす数値以下であったということであります。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） 数値以下でも、そんな単純なものじゃないでしょ、放射線の被害というか、物質の被害というのは。だから、先ほど申しましたように、このホールボディカウンターにしたって、形だけやれば良いんですよというのが実態なんですね。それで、ある程度の数値が出た子どもに対しても、ただ大丈夫だというだけなんですよ、その関係機関は。全部指導マニュアルがあって、この程度でやっておきなさいよ、安心だけさせればいいんだからという、このやり方自体をまずきちんとしなければだめなんですよ。そういう意味ではやっぱり放射能医学研究所とかに任せるよりは、やっぱり自分たちの信頼できる組織の中だと一番早いと思うので、これ先ほども同僚議員から質問ありましたけど、よその市町村でも買うようになっていますから、これ毎日使うものかどうか分かりませんが、この辺もやっぱり活用しながらやっていく方法取らないと、私は大変だと思います。とりあえず今、避難者も、その子どもたちもそうですけど、やっぱりいの一番に健康調査ですよ。福島県は200万県民全部やるのかと言ったら、調査はすると言いました。調査というのは問診調査です。それ以上のことは考えていないそうです、福島県は。避難区域とか、そういうとこだけだそうです、ホールボディカウンターの増えた調査やるのは。あとはあくまでも問診票の調査だけだそうです。やったことにならないでしょ、ただ聞いただけで。確かに聞き取り調査も調査ですありますが。これが、今、本県の実態なんです。だから、長崎大学の山下教授が医大の副学長なんかなる

んですよ、現実には。こんなことやったら、福島県みんなだめになりますよ。そこを念頭に置いて、考えてくださいよ。こういう意味で、じゃその被害の実態を受けながら、じゃ、これから具体的に健康被害について、どのようにしようとしているのか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

お尋ねの県民の健康管理の調査につきましては、その後、検査の内容が若干充実をいたしまして、基本的には問診に基づく行動記録調査が前段に入るわけでありま
すけども、それとは別に先行調査といたしまして、来月10月からでありますけども、0歳から18歳の方を対象といたしまして、甲状腺の超音波検査を実施することになりました。10月から早速でありますけども、医大の方で土曜日、日曜日、祝日の午前と午後に分けまして、初めに計画的避難区域であります山木屋地区の0歳から18歳の方を対象に医大が休みの日、午前、午後に分けて実施をするということで、現在、県の方と打合せをしているところでありますけども、10月は6回ほど予定をしております。11月以降につきましては、医大の医師等を町の方に派遣をしていただいて、山木屋地区以外の川俣町の町内の対象者に対しましては、町に出向いていただいて、各小学校とか中学校、あるいは高校などへ検査機器を持参をして検査をしていただくということで、現在、打合せをしているところであります。また、未就学の子どもさんにつきましては、町の保健センターを会場に実施をすることが可能かどうか、そういったことを検討している状態で、行動記録だけではなくて、若い皆さんについては、こういった県民の健康管理調査の一環として、甲状腺の超音波検査も実施することとなりましたので、ご理解をいただきたいと思
います。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） そういう計画があるのであれば、それはそれでただホームページ出さだけじゃなくて、もっと保護者も含めて徹底的な周知活動をして、あと今、どこでも問題になっているのが、調査した後のデータがほとんど公表されていないというのがあちこちで問題になっているんですね。とにかく国は今、隠そう隠そうとしているのが、厚生労働省の実態ですから医師会も含めて。そこはやっぱり住民健康を守るという立場で、やっぱり町はきちんとしていただきたいというふうに思
っております。

次に、先ほど文科省の数値の中で、高いレベルではないというような答弁ありましたが、これは何を比べて高くないと言っているのか分かりませんが、正直言って平米当たりの問題にしたってですよ、まあ富岡の1,545万にはかないませんが、この120万ベクレルとか165万ベクレルというのは、これとんでもない数値ですよ、平米にしても。3月に調査した土壌調査、あれはキログラム換算でありましたけど、山木屋1か所しか測っていない、2か所か、田んぼと畑。畑はどうしても多く出ます。畑で見たときは、5,690ベクレルだったんですよ。セシウム1

37が2,970ベクレル。それから見るとあまり変わっていないんですよ。つまり5,000ベクレル以上は耕作不能地区ということでありますから、だからこれは正にこの原発事故は半径350キロを汚染しながら直径で延伸で約700キロが完全に汚染されたということが証なんですよ。だから、福島県内で55万ベクレル超えているところが、もう既に100か所もあると。その面積ですよ、その面積だって8,300ヘクタールですよ、農地で。これとんでもない数字なんです。だから、町長が高いものでないなどと言っている場合じゃ私はないと思いますよ、現実には。千葉県の流山市でさえ777ベクレル。浪江町の2万8,000ベクレルはすごいですけど、栃木県的那須でさえ3,970ベクレル、宮城県の丸森でさえ2,215ベクレルですよ。だから、この事実をやっぱりきちんととらえてやるには、例えばこの除染にしたって、じゃ、国がどういう方法でやろうとしているのか。確かに法律は通りました、8月でね。法律は通ってやることになりましたけど、具体的には何も出てないわけですよ。だから今、山木屋の人たちがいつ戻れるとか戻れないなどという議論の前に、現状をどう把握して、それを何をしようとしているのか明確に示されないから、みんな不安のまま仮設なり借り上げで暮らしているわけですよ。今、補償賠償出ていますけど、補償賠償にしたって、例えば月10万円の補償、これ保険から取った数字らしいですけど、体育館にいた人は12万円、これで恐らく押し切ろうとしているのが東京電力ですよ。

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り5分です。

○5番（菅野清一君） だから、この前の原子力損害賠償補償の支援機構できた時点で、ああ東電は完全に手を引いたなと。いわゆる自民党、公明党、民主党の3党合意が、こういう結果に至っているわけですよ。したがって、今、補償賠償についてもですよ、当面の単年度分しか補償になっていないですよ、現実には。じゃ、来年、再来年から山木屋に戻って農産物作れるのかと言ったら、農産物だけ作ったって暮らせないわけだ。医療機関も郵便局も農協も全部やっていたけど、機能しないわけですから住民生活は。子どもを持ってその生活。その間、耐えなきゃならないわけですよ。その間の補償をまずどうしていくかということを考えれば、1年ごとの単年度補償なってもらったってしょうがないわけですよ。これは当然させなければならぬけど、少なくとも生産設備なり投資した分も含めて、これを補償賠償にきちんと載せて、そして毎年生産分に対してはこういう補償だということをしないと、本当に安心できないわけですよ。それ以外にだって住宅ローン抱えている人や機械からいっぱいいるあるわけですから。二重ローンどうのこうのと言ったって、今は全然国では進んでいないわけですから、基本的に、これは被災地から声を上げないと、進まないというのが実態なんですよ。だから、そういう意味では先ほど質問したとおり、3人の職員で対応できるわけないでしょうというのが。一般常識で考えられますよ。少なくとも30人なり50人必要ですよ。そうすると、原子力というんだら原子力の専門家3人ぐらい雇ったっていいじゃないですか。原子力工学出たって、仕事のない人いっぱいいるわけですから。京都大学だって東京工科大だって、紹介

しますよ。いっぱい知ってますから大学の先生なんか。つまり、そこまでしないと、戦えないということですよ、相手は。だから、そうでないとこのままどんどんどんどん疲弊して行って月10万円の補償費もらって、あと農産物はこれで終わりました。しかも、今度農産物に関しては、期待して出していますからね。つまり慰謝料を請求するなということの裏返しみたいなものですから。こんなのまともに聞いたら全滅にされますよ。そういう意味では、やっぱり川俣町として町として、この商売も含めた被災住民の生活をきちんと守るという立場でやるには、農協も商工会も含めた総額は既に出ていると思うんですね。これについて、町が積極的に窓口になって対応すべきだと思いますが、その決意についてお尋ねします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、質問ありますように、現実にあった補償賠償を的確に対応することが基本だと思います。今回も示されましたけども、月が経つにつれて10万円が5万円になると出されておりますけどれも、私どもといたしましては、避難が長引けば長引くほど、精神的には増すんだという考えに立っておりますので、逆な考え方じゃないかということを申し上げました。5万円が10万円になるなら分かります。10万円が5万円になる、3万円になる、なくなるかと、そんなもので避難生活耐えられますかと、そういうことは申し上げております。ですから、私どもは、そういうことの観点に立ちながら、この東電、あるいは国に対しては申し上げているところがございますから、説明を受けてそのままというようなことは全くないということをご理解いただきたいと思います。また、今、質問にありましたように、対応するための原子力対策室についても、今後、強化する考えでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 菅野清一君。

○5番（菅野清一君） あと45秒くらいだと思うので、最後に1つだけ聞いておきます。

今、まことしやかに福島県に低レベルのがれきの処分場を造りたいという国の悪魔のささやきが今、どんどん来ております。これは絶対やらせてはなりません。山木屋の処分場見ただけで分かります。最後はあのざまです。同じことです。やっぱり六ヶ所村にしては絶対だめです。その決意をお聞きしまして、質問いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） この処分場の問題につきましては、県知事も申し上げましたとおりでありまして、福島県内にはそんな処分場は絶対だめだというようなことも申し上げておりますので、そのような考えで立っております。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で5番 菅野清一議員の一般質問は終了いたしました。

次に、1番議員 高橋道弘君の登壇を求めます。高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） 1 番 高橋道弘であります。議長のお許しをいただきまして、先に通告した町政の課題 4 件について質問させていただきます。

3 月 11 日に発生した福島第一原子力発電所の事故は、いまだ収束のめどが立たず危機的な状況が続いており、住民の皆さんは日々放射能の汚染と新たな原発事故の勃発におびえて暮らしているところであります。原発事故が長期化する中、補償賠償問題は、国の紛争審査会ベースで、住民の声が十分に反映されない中、東京電力にとっては好都合の方針が決定され、一般家庭、住民への補償賠償等は議題としてすら取り上げられておりません。このまま補償賠償が進行すれば、農家、事業者、企業への賠償も満額支給されないばかりか、一般住民は何らの補償も賠償もなく過ごすことになってしまいます。この事態を打開するためには、住民福祉の向上を責務としている地方公共団体、すなわち川俣町が役場内に原発事故にかかわる専門の窓口を設置し、住民の不安と不満の解消に努める必要がありますが、その考えがないのかどうかお尋ねをいたします。

次に、全町民の避難計画について質します。住民が放射能汚染と戦いながら生きていくためには、再び原子力発電所で最悪の事故が発生した場合の避難計画が万全であることは明白であります。町当局においては、議会の再三にわたる要請により、4 月 18 日の町議会全員協議会において、原子力災害応急対策にかかわる計画案を提示し、不十分ながら避難計画を示しましたが、各議員から多くの指摘を得たところであります。その後、この計画が見直されたとも、より具体的な避難計画が策定されたとも私は聞いておりませんが、川俣町における全町民の避難計画は策定されたのかどうか、明確にお答えをいただきたいと思います。

更に、山木屋地区の復旧計画についてお尋ねをいたします。計画的避難区域となった山木屋地区は、川俣町随一の農業地帯でありながら、耕作が禁止されたことにより、見渡す限り草の原となっております。厳しい自然条件を克服し、営農を続けてきた農家の皆様の心情を察すれば余りあり、言葉ありません。また、放射線量が高いという理由で、地震により崩壊した道路、学校など、公共インフラが一切復旧工事がされず、放置されたままです。このような状況において、古川町長は先に内閣総理大臣に山木屋復旧計画案を提出いたしました。復旧計画を実行するためには、まずもって復旧事業を早期実施する必要があることは明白であります。つきましては、町当局においては、山木屋地区の復旧計画を策定する考えはあるのかどうかお尋ねをいたします。

最後に、川俣町復興計画について質問いたします。広報かわまた 9 月号に、川俣町復興計画の策定方針について詳しく記載されておりますが、具体的な施策については何ら明記されておられません。これから委員会等において議論されるものと思いますが、その議論されるべき計画素案は、川俣町組織内における各課長が集まって協議をする庁議において決定されるようフローチャートが示されております。放射能に汚染されたこのふるさと川俣町を復興させるため、古川町長はどのような事業を展開しようとしているのか。全町民の一番の関心事であります。明確に、そして

全町民が夢と希望が持てる復興にあたっての町長の答弁を期待をして質問いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 1 番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

はじめに、第 1 点目、原発事故の補償賠償にかかる窓口を役場に設置せよとのご質問でございますが、補償賠償の対応は、当然、原因者である東京電力が全責任をもって対処すべきであると考えており、現在まで計画的避難区域の山木屋地区の皆様には、5 月に仮払い、7 月に追加仮払、そして、9 月末には本払が行われることとなり、これにより 8 月末までの生活費全般にかかる補償の精算がなされることになっております。9 月に本払の請求が行われますが、東京電力の相談窓口として、中央公民館のロビーの一角に相談コーナーを設置し、被災者への利便を確保することとしております。なお、法人及び個人事業主の方々に対する補償につきましても、今後、東京電力からお知らせすることになっております。町といたしましては、このような被災者皆様方の補償賠償にかかる件につきまして、随時相談を受け承っております。今後も積極的に今回設置いたしました原子力対策室を中心に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

次に、第 2 点目の全町民の避難計画についての全町民の避難計画は策定したのかについてのご質問でございますが、4 月 22 日、山木屋地区が計画的避難区域に指定されたことに伴い、山木屋地区の計画的避難に特化した計画書につきましては策定してまいりましたが、全町民の避難計画につきましては、同じ時期に全町民の避難を想定し、川俣町における原子力災害避難にかかる計画案の作成を進めました。その中では、自然災害とは異なる原発事故特有の災害を前提とし、原子力防災活動に当たっての注意や避難所への避難誘導方法、避難所での救護活動の対応方法について提示しております。特に、最もその対応に苦慮する住民等の避難誘導につきましては、初期における防護活動の内容、町職員の避難誘導にかかる担当の準備、広報、避難所等の準備などについて、また、その後の応急対策といたしまして避難誘導と避難の確認、避難経路、要援護者支援、幼稚園、保育園の避難などについて規定し、円滑かつ速やかに避難を促すことができるよう規定したところであります。今後においては、原子力発電所の事故の収束状況や全国的な避難者受入状況などについて総合的に勘案しながら、国、県の原子力災害対策本部等と連携し、具体的な計画策定など、これからの対応について協議してまいりたいと考えている状況でございます。

次に、山木屋地区の復旧計画は策定するのかについてのご質問でございますが、山木屋地区は放射性物質による深刻な汚染のため計画的避難区域に指定されたことにより、地区住民は地区外に移転を強いられ、家屋、土地などの生活基盤を一時失うこととなりました。この状態は、山木屋地区住民には何の瑕疵もなく、このマイナスの状態をゼロの元の状態に戻すこと、つまりは、山木屋地区の計画的避難区域の指定解除、徹底した除染により安心して暮らせる生活基盤の回復など、山木屋地

区の再生なくして川俣町の復興はないと考えております。そのためには、徹底した除染を行うとともに、きめ細かな放射線モニタリングを継続的に実施することにより、地区住民が安心して地区に戻ることができる状態を取り戻していくことが、最も重要であると考えます。そのためにも、山木屋地区の復旧計画を策定しなければならないものと考えております。

次に、４点目の川俣町復興計画の重点施策についての川俣町復興計画の重点施策は何かについてのご質問でございますが、川俣町復興計画は、計画的避難区域指定の解除、除染活動などのマイナスからゼロへの再生、町民の健康管理、雇用の確保につながる新規企業誘致、インフラ整備等の視点から策定したいと考えております。現在、復興にあたっての基本理念、施策の基本方向、復興施策等について、検討を進めているところでございます。まとめ次第、議員の皆様にはご説明申し上げながら、最終的な復興計画としてまとめてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○１番（高橋道弘君） それでは、一問一答でお願いしますが、２番目の全町民の避難計画から確認をさせていただきますけど、４月１８日に配ったこの原子力災害応急対策にかかわる計画というのは、いつの時点で計画になったのかお尋ねします。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの原子力災害に伴う応急対策の計画というふうなことでございますが、現在、原子力災害の特別措置法の中では、まだ明確に策定義務がございませんけれども、こういった原子力災害の状況の中で、どういうふうに、対応すべきかということを考えながら、どういうふうにすべきかという具体的な原子力災害の対応について、それぞれ理解しておくほうが良いというふうな考えの下に、そういった計画を考えたところでございますが、まだその計画そのものについて、きちんと正式にこのような計画でやるんだということで、これまでの策定状況の中の段階ではそれぞれ議員の皆様にもお示しをしておりますが、そういったことを全町的にこの計画で進めるというところまでは至っておりませんので、今後の中において、更にそういったものの中身をきちんと精査をしながら、今後の対応の中でするようにしていきたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○１番（高橋道弘君） 議長から注意してほしいんですけど、答弁は簡潔、明瞭にと一番先に議長が言っているわけだから、聞かないことをべらべらしゃべられても困るので、私はこの計画が案として示したけど、１８日に議会に対して。何時何日川俣町の原子力災害応急対策にかかる計画に昇格したんですかと、ちゃんとした計画書になったんですかと、いつなったんですかと聞いているだけです。だって、答弁でそう書いているわけだから。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁の時間かかりますか。休議しますか。



○議長（佐藤喜三郎君） 暫時休議します。答弁がまとまるまで。

時間がちょうど休憩の時間に入っていますので、ここで休憩いたします。再開は2時15分といたします。

（午後2時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後2時15分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、答弁をお願いします。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 大変失礼しました。先ほどのご質問にご答弁申し上げます。

川俣町における原子力災害避難にかかる計画につきましては、計画案でございます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） それでは、5月9日の全員協議会に提出いたしました川俣町山木屋地区避難計画（案）は、まだ案の段階ですか。あれは案でなければいつ決まったのか教えてください。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 山木屋地区避難計画につきましては、これは実際に4月22日に指定を受けてからの避難対応の計画でございますので、これは案ではございません。計画でございます。以上で答弁といたします。

○1番（高橋道弘君） いつ決まったの。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） これは5月9日でございます。以上で。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 別に揚げ足取るわけではないんですけど、5月9日の全員協議会に案で、出したんですよね。この山木屋地区避難計画というのは。で、今の財政課長の話だと、5月9日に案で提案して、9日に決まったということは、庁議でも開いたんですか、その日。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 5月9日にお示しした後、これは決裁を受けて決定をしておりますが、また、庁議の中でもそういった説明をしてきているところでございます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） あの町長ね、何で細かくそういうことを聞いているかということね、我々、議員もですよ、この避難計画案が案でなくなったということをお知らせないし、この応急対策にかかる計画というのもまだ案のままなどというのも、今日初めて分かったわけですよ。それで、要は議会がこの原発事故発生以来ですよ、全町民の避難計画をきっちり作りなさいと。早急に山木屋のは作りなさいというのは、3月段階で全協で皆さん、全議員が言ってきたことですよ。それを受けて、遅

ればせながらと4月の18日にこの提案があったわけですよ。で、この応急計画の7ページを見ると、これ国の県で作っている原子力対策で焼き直しと言え、それはそのままなんですけど、第8章、避難計画の策定とあるんですね。町は原子力災害時において、安全かつ迅速な避難ができるよう避難方法等を定めた計画書を作成すると書かれているわけですよ。それで、なおかつ14ページ、15ページを見ると、緊急事態の発生Cレベルというのがありましてね、これは発電所の事故による原災法第15条第1項に定める原子力緊急事態宣言発令の基準に達したとき、こうなっているわけですよ、いろいろやりなさいと。これ当局が作った案でからね、私作ったんじゃない、議会で作ったわけでもない。今はこのCレベルなわけですよ、原子力対策15条でやっているわけだから。これ4月18日に作ってね、今日は9月12日ですよ。そうしますと、5、6、7、8、9と5か月過ぎてCレベル、いわゆる緊急事態の状態にずっとありながら案のまゐいでですよ、案のまゐいで、後で1番の話もしますが、案のまゐいで職員が何をやっていいか、自分のポジションで何をやっていいのかというのが出てこないじゃないですか、これ作ったって、案のまゐいたらば。だから、何をやっていいのか分からないですよ、皆さん、はっきり言って。だって、これは案のまゐりだから。緊急避難計画書の策定の中身を見ればですよ、避難所、避難経路等の指定及び避難計画の策定とか、災害時要援護者の援助計画、輸送手段の確保とかと適切なこといっぱい載っているわけですよ。これなかったらばですよ、この計画がなかったらば、実際に不測の事態が生じた場合にもう1回ですよ、町民の人たちはどうやっていいのか、どうしたらいいのかというのは示されていないということだよ、川俣町はまだ。そのことの重大性をどういうふうにお考えですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁をいたします。

まず、川俣町の避難計画につきましては、山木屋地区が特定避難区域となりました、こちらの方がまず、作るということで作ってまいりました。そして、議会の中でも、しかし、全町がなった場合どうなんだと、そういうことも考えておく必要があるんじゃないかというような指摘も受けておりまして、それに伴って町の方でも、全町の場合はどのような避難があるのかということでの避難計画の策定をしなくてはならないということを通認識に立ちました。それで、議会からも再三再四指摘されておりますけれども、作ると言った以上はちゃんと作るんでしょうと言われました。できないならできないでいいと言われたんですがありますけれども、やはり質問に前にも言われましたとおり、もしかのときも考えればですね、今回の避難の受け入れ、あるいはまた山木屋地区の避難状況を見ておりますと、町としても考える必要があるんじゃないかということで、今回、川俣町の避難についてのやつも作ろうということで作ってききましたが、質問にありますとおり、まだまだ未熟と言いますか、できていない部分があるわけです。これらについては、今、発電所のほうの状況でまだどうなるか分かりませんが、このことについてとりまとめていくために

は、国の原子力の関係の避難、あるいは災害対策がありますから、そういったこと
の関連も含めて、川俣町としてやっぱり作っていく必要があるだろうということで、
現状のままでいることでありますので、進んでいないということについては申し訳
なく思っておりますが、その時点である程度の考え方等については示されて、先ほ
ど答弁の中で申し上げたとおりであります。全くもってまだ十分なものではないわ
けでないわけでありますから、今後の中でそれは検討を加え、修正しながら案であ
りますので決まったわけではないんですが、その辺だけは認識をいただいて
作っていく考えでありますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） あの案であろうとなかろうと、じゃお聞きしますけど、災害要
援護者の援助計画というのはこれはね、原子力であれ何であれ必要なはずですよ。
この応急対策の9ページでは、災害時要援護者実態把握、町は災害時要援護者につ
いて、民生委員、児童委員との協力得て、行政区ごとの範囲ごとに、その実態把握
するようになっていますが、把握しておりますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁いたします。

要援護者の把握については、それぞれ在宅を含め把握をしておりますし、また、
施設のほうですね、それぞれの施設が、いざ避難するということになった場合に、
今、川俣町のそれぞれの特老施設ありますし、老健施設もございます。そういった
ところで、全員が町のほうでそれを手当てしなくちゃならないのか、そういったこ
とも議論はしました。しかし、全国組織の園もあるわけでありますから、そういつ
た面ではそちらの方でも対応できるということで絞ってきた面もありますし、十分
その辺も調べている状況でありますことを答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） それでは、再度確認いたしますが、緊急連絡体制というのがそ
こにあるのね。地域ぐるみの協力の下に誘導支援者を配置するなど、要援護はその
場合ですよ。緊急連絡体制を確立する。これ確立していますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

緊急連絡体制につきましても、例えば南東北、あるいはまた川俣ホーム、それぞ
れ施設がございます。その施設間の連絡を取るということの段階の連絡体制という
ものは、そのことで終わっております。また、それでも足りない場合には、いわゆ
る前にも質問ございましたけれども、どうやって身障の方を避難させるんだと。い
わゆる運ぶ特別な機械やなんかもありますし、輸送機器がありますので、そういつ
たことは町単独ではとても用意できません。ですから、そういったことについて用
意できる施設についても調べようということで調べております。いろいろとそういつ
た面について、要援護者については大変重要なことでありますので、いろいろ内
部検討は加えてきたということで答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 時間がなくなるので、ほかの項目に移りますけど、町長ね、そのそういうことを言っているんじゃないのね。ここで言っている計画は、地域の中でだれがだれを誘導して支援をして避難をさせるのかということ決めますということを書いているわけですよ、なんぼあの段階だって。それは浪江だって南相馬だってどこだって、それが問題になったわけでしょ、現実的に全町避難のときに。それで、区長さんとか民生委員の方は最後まで援護者の人を面倒みたがゆえに、津波にのまれたとか、あるいは放射能の汚染地域に最後にはガソリンがなくなって取り残されたとか、そういう問題が実質発生しているわけですよ。ですから、そういうことをちゃんと書いてあるわけですよ、県のものをちゃんと持ってきたんだから、県だって間違ったことを書いていない。やるかやらないかの問題。だから、そのことを早く作らないと、いくら立派なことを言ったって、実際は何の対処もないというのが、住民から見たときの目線なんですよということを言っているんですよ。現に民報だってですよ緊急準備避難区域、計画的避難区域を解除するのはいいけれども、解除する前にやるべきことがあるでしょうとちゃんと社説で言ってますよね、民報だって。朝日新聞だって同じことを言っています。その前に避難計画が必要だと、避難計画があつてこそそのふるさとへの帰郷なんだよと。いざというときはいつでも安心して逃げられる万全の体制を国、県、市町村が作る、その前提に立って地域に戻って、もう1回復興のために頑張ろうというふうな条件が整うんだということを書いているわけですよ、マスコミだってすべて。そのことを作っていないで、復興会議が何だとか、復旧計画が何だとかとないということを書いているわけですよ。その認識は、町長どうですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

避難のほうについては、今、おかげさまで大きな事故もなく避難体制に入ったわけでありましてけれども、しかし、今度は復興に当たっては、避難以上に私は大変なことがあると思っておりますので、この復旧計画の中でそれを生かしていくというような思いでおりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 町長そういうことでないということを書いているわけ、さっきから。避難計画があつてこそその復旧、復興なんだよということをすべての関係者が言っているわけ。だから、川俣町はその前提に立っていないから、再々確認しているわけですよ、私は。次の問題いきます。同じことやってもしょうがないから。

山木屋の復旧計画なんですけど、例えば同じ避難区域であってもですよ飯舘村さんありますよね。飯舘村の県道、国道は、県が一生懸命修繕工事、復旧工事やっていますよ。村だって必要な施設は、例えばきこりなんか全部終わりました。地震で壊れたところ、前の舗装、亀裂入ったところ全部終わってますよ。同じ計画的避難区域で山木屋よりもはるかに放射線量が高いと言われる飯舘村でさえ、そういうことや

っているわけ。そうすると、復旧の第1は、インフラの整備ですよ。川俣町は、その復旧計画作る必要があると答弁しているんだけど、じゃいつまで作って、いつからインフラの整備を始めるんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 山木屋のインフラ整備につきましては、先の臨時議会でも予算を認めていただきました。それで、既に発注体制に入っております。しかし、計画的避難区域については、県の方でも県の国道について、一時まだ手をかけておりません。そんな関係で現在、止まっている状況でありますので、今、質問にありますように、今からやらないと復興にはあたらないということはそのとおりでありますから、このインフラ整備も真っ先にやらなくちゃならないことでもありますので、十分そこについては配慮しようということでやっているのですが、現時点で今、県の方と協議中だということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 町長の答弁だと、計画的避難区域はできないんだと、県と協議しているんだと言ったけど、県が発注して現に県道原町・川俣線ね、主要地方道原町・川俣線、いっぱい直していますよ。私毎日通っているから分かりますけど、舗装だって直したし、亀裂入っているところ全部直していますよ。安全走行にできるようになってますよ、矢木沢峠の手前なんてこの前200メートル、300メートル全部全線舗装し直しましたよ。飯舘村さんは、きこり全部改修したんですよ。ですから、同じ状況にありながら、川俣町はいつ聞いても、そういう答弁をなさるわけです。その結果、山木屋の道路はごちゃごちゃで雨降るたびまた流されたかどうかとみんな心配になっているわけですよ。だから、何で同じ状況なのに、飯舘村はできて、川俣町はできないのかと。情報が不足しているのか、交渉力が弱いのか、やる気がないのか、3つしかないんだけど、どこに原因があるんですか、なんでできないんですか。飯舘村はできて、川俣町はなんで国県どうできないんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 今、飯舘のきこりの話についても、私が初めて聞いたところでございます。そのようなこと現実的に全村避難でやっているところでもありますから、早急にこれは県の方に申し入れをいたしまして、川俣町のインフラ整備もすぐ取りかかれる体制に入っていきますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 町長言うとおりのね、町道については、予算措置は前から臨時議会でやって通っているし、この前の議会でも通っているんだけど、全然工事やらなければ絵に描いた餅でありますから、国県道の整備と合わせてね、あるいは小学校、中学校だって窓ガラスをこの前やると言ったけど、校庭だって亀裂が入っているという話もありますし、そういったものを早急にやらないと、冬を越したらば、これ倍以上のお金かかりますよ、同じ災害復旧工事やるにしたって。ですから、是非町長言葉どおりすぐにできるように対策をしてほしいと思います。

それから、山木屋の復旧計画に併せて災害対策ナンバー14かな6月24日発行のやつ、山木屋地区の皆さんへ、農地、水路などの保全作業は条件付きで可能となりましたとこう書かれています。草刈ったりなんなりするのは良いよと書かれているんですこれね。こういうことは、一方ではいいですか町長、今、町長言ったとおり、何と言うんですか町道も農道も県道もだめだと県は言っていると言って、草刈りしたり水路の泥上げはいいと6月24日に言っている。どうも私は理解できないんですね。このだめだという理由は、放射線量が高いから被曝線量がどうのこうのというわけでしょ。一方、農家の人が自分の田んぼ、畑に行って草刈りしたりなんなりするのはいいと6月24日に言った。なんでその6月24日に個人が被曝して草刈りすることは認めて、復興の第1条件になるインフラ整備については、県はだめだと言っているんだか、どういうふうな県の回答なんだか、OKといったこととだめだということの矛盾があると思うんだけど、どういう理由でこのこっちは良くて、こっちはだめだということなんですかこれ。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁いたします。

まず、第1点であります、その山木屋の皆さん方に農水路の整備やなんかについては、これは入ってやっていただくことについての国の方との協議、これは済ませておりますので、これは当然、放射線量を測ってのことです。作業には限定があります。そのことでやれるということで、条件を付けながらも是非やらせてもらいたいということで要望し、それはやれることになっております。もう1点、復旧工事です。これもですね私は条件を付けてでもいいから、早くやってほしいと言っております。特に議員が指摘したところは田代の方だと思っております。ありますが、あそこの切り口が大きく大きくなってきます。ですから、雨が降るたびに大きくなってきますので、今のままでやったら10倍、言葉悪いですけども、ずうっとなってしまうんじゃないかと私心配で、それ言っておりました。ですから、条件付きでもいいから工事に入らせてくれというようなことお願いしております。本当に議員言っているとおりでありまして、あの早くやらないと、かえってかその後大きくなるということでありますから、十分その辺は我々も要望してまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 町長の答弁を聞いているとね、その国、県が良いと言ったらやるように聞こえるんだけど、例えばですよ、今、笠原さんとか営業していますよね。操業というか営業していますよね。あれの国の文書をよく読むとですよ、前の副町長にも私言ったんだけど、あれって町長が認めた場合は良いと書かれているんだよね。国が認めたから笠原さんは操業しているわけじゃないですよ、あれ。町長が認めた場合は、良いと書かれている。だから、工事にしても畑の保全管理、農地の保全管理にしたってですよ、国が良いとか悪いとかなんては、私は一言もあれからいけば言っていないんだと思うんですよ。すべては町長の責任の名においてやりなさい

と国は言っているだけでしょ。ところが、住民の皆さんにも町民の皆さんにも、間違っ
て私から言わせれば伝達されて、国が認めたんだよという前提になっていま
す。けれども、本当によくあの公文書を読めば、市町村長が認めた場合は、その操
業を許可すると、国はね。だから、これから復旧工事はやらなくちゃいけないん
ですけれども、保全管理もしなくちゃいけないし、それは私も大賛成だし、一生懸命や
っていただきたい。しかし、今のやり方で進めていくと、古川町長に全部責任が行
くんですよ。市町村長の責任になっているんです全部。笠原さんで働こうがどこで
働こうが。健康被害については、町長がやっていいといったんだから、認めたんだ
よと、こう言っているわけだから国はですよ。その辺の国、県とも、一番は国なん
ですけど、国との本当に詰めた話をしないと、復旧にしても復興にしてもね私は最
最終的に市町村長の責任になってしまうというふうに考えているんですけども、町長
はその問題意識持っていますか。国の方に全責任があるという形にきちっと総理大
臣から文書もらわないとまずいと私思っているんですけど、そこは町長どう思っ
ていますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 今、質問ありましたとおり、通勤・操業も皆さんの要望を受け、
町の方でも要望を出して、国の方でもそれを認めたという形でありますから、これ
は国がやれというようなことで最初言っているんじゃないということ現実でありま
す。しかし、そのためには、国の方で社員の健康管理等も含めてです、その条件を
整備したうえでこうやりなさいよと、その条件を会社とも話をしてのんだうえで管
理できますということということでやって、今回実現しているということでありま
すから、町が一方的にやるからいいぞいということではないと。今、言われるように、
国の方との連携を密にしないとできないわけありますので、町としましてはそう
いうことを申し上げながら、実際の活動、あるいはまた計画に入ることである
しますので、道路の問題もそのとおりであります。これはこのとおりやってくれ
ということ今言っております。それがまとまればすぐ入れるようになりますが、まだ、
その結論が出されていないという状況でありますので、もう少し時間をいただ
ければと思っております。ですから、今回の復興計画の方も国の方に言えるよう
なことに、インフラ整備もやっていかないと、町が黙っていることができなくな
ってしまうと。そういうことにならないようにしていかないと、町民の皆さんの生活の不便
をやるわけありますから早くこれはやらなくちゃなりませんので、十分それは入
れながら計画の方も作らなくちゃならないと思っております。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 町長ねこういう加害者、被害者があってね、だれが責任を持
つのかという、こういう非常に難しい原発災害ということをやっているときには、言
葉1つの重みというのは非常に重要だと私は思っているんですよ。今、町長の国、
県ともリンクしてと言ったでしょ、だから、私の言っているのは、あの公文書を読

む限りは、国が責任を取らないよということ書かれているでしょということ言っているんです。これ公務員だったらだれ読んだってそう読めますよあれ。市町村長が必要と認めた場合とね、私、今、原文持っていないから、そっちにしかないから私はつらっと見ただけですけど、市町村長が認めた場合は、こういう条件をクリアしたならば国はやってもいいよと言っているだけなんです。だから、国がやれと言っているわけでないんだから、市町村長がやりたいと言ったから、やるうえにおいては、こういう条件をクリアしなさいと言っているだけです。だから、その結果ですよ、健康被害が出たりした場合、将来、それは市町村長の責任になってしまうんですよと、そういうふうに読めるでしょこの公文書は。ですから、復旧工事をやるにしてもですよ、これからのうちの保全管理作業をやるにしても、そこの責任、だれが責任を取るのか、ここを明確にしないと、非常に将来にいて禍根を残すのではないですかと。だから、そこを古川町長きっちり国で詰めたうえで、やらないとまずいんじゃないですかと。その認識がありますかということを再三私は指摘をしているので、もう一度答弁をお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

質問のとおり内容でございますので、それはきっちりとそれを整理して、今後、対応してまいる考えであります。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） そういうことであれば、議会も責任は当然国にあるということは、これは明確に全員一致した話でありますので、議長を先頭にして、これは一緒に歩調を揃えられる話だと思いますから、是非町民の将来の健康、あるいは生活、そういったものを補償するうえでも、是非町民の代表として先頭に立って、ここは頑張って確固たる公文書をいただけるように頑張してほしいなと、こういうふうに思います。

それに関連して、1番の問題に戻るんですけども、いわゆる補償賠償の問題ですね。これについて9月1日から東京電力は、これまではコールセンターに電話すると、それでは住所と名前を申し出てください。被害概況申入書をお送りいたしますから文書で出してくださいと、こう言ってきたんですね。送ると、あなたは何番でね9のAの1万だなんだとものすごい7桁だか8桁の数字の申し出番号を受理しましたよという文書を送ってよこしたわけですよ。ところが、9月1日から東京電力は、一切そういうものはこれから送りません。電話でだけ被害をお聞きします。あなたの住所と名前言ってください。間違いなく登録しますからと、こういう方針に変えたんです。そのことを承知していますか、災害対策本部は。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまのその9月1日からについては、明確には承知しておりませんが、今後の中で東電のほうとよく話を聞きながら、きちんと掌握したいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 私が電話をしたらばそう言われたので、間違いのない話なんです。

いつからそういうふうになったんだと私聞いたらば、国のほうの審査会の方針でそうなりましたと、窓口の電話に出た女性が言ったんですね。私の知る限り、審査会でそんな方針にしろということ聞いたことがないから、おめえ嘘ついているんじゃないですかと、審査会でほんなことないでしょとさんざんやりましたらば、上司というのが出てきて、いや、それは間違いですと。東電の都合で変えましたと、こういう話なんです。それが実態なんですよ。ですから、普通の住民の方、町民の方が電話を東電にですよ、コールセンターに電話してやれば、これから間違いなく処理しますからどうぞ言ってくださいと。住所と名前とどんな被害があったから言ってくださいと、それで終わるんですよ。国でやっている年金だって番号漏れから名前漏れからあってですよ、みんなごちゃごちゃになってていまだ解決できないのに、東電がこれから40万件とも50万件とも言われる被害者に対して、電話で受付して、間違いなく処理するなんて考えられないですよ私から言わせれば。それも抗議しました。そしたらば、高橋さんに特別に送りますからという話なんです。それが実態ですよ。ケースバイケースなんですよ、東電は。ですからね、多くの同僚議員も質問していますけども、役場が正に地方自治法でいう住民の健康と福祉を守ると、そのことは一番の仕事なんでしょ川俣町の、市町村の。ですから、その住民の福祉が今、低下しているわけでしょ、マイナスにされているわけでしょ、福祉というのは幸せなんだから。毎日ストレスはたまる、風評被害はある、健康被害は心配しなくちゃいけない、家族はばらばら暮らさなくちゃいけない、やりたい農作業もできない、せっかく作ったきゅうり、トマトも孫は食わない、そういう状況にあるわけですから、その窓口の先頭に立って、町がやるというのは当たり前だと思うんだけど、同僚議員の答弁聞いていると、さっきの答弁もそうなんだけど、なんだか相談には応じるとかなんとかと言うんだよね。相談というのは第三者が受けることなんです。当事者じゃないですよ相談を受けるというのは。だから、川俣町は川俣町民の当事者として、これから頑張っていくのか、第三者の相談者としてこっちにいるのかどっちなんですか、町長ははっきりしてください。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

これは当事者として対応していくことが基本だと考えております。先ほども質問ありますけども、東電の方から都合で変えるということなんては、相談する人にとっては本当に困ったことでありますし、必ず原子力災害賠償審査会で決まったんだと何か理由をつけると思います。ですから、先ほど申し上げましたような慰謝料の問題のときも、そういう話がありました。そこで決まったんだということでもありますけれども、しかし、そんなのは現実的でないという申し入れをしておりますので、今、質問にありますようなことも私今、ちょっと個人的にそういう相談したことありませんが、具体的な話を聞きました。そういったことに町といたしましても、町

民と一緒に同じ立場、当事者ということで災害対策に当たっていく考えであります。
ご理解ください。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） 町長のそういう所信であるとすれば、先ほど第1回目の私の質問に答弁なさったこの文書を見ますとね、中央公民館のロビーの一角に相談コーナーを設置し、被災者への利便を確保します。被災支援として、随時相談を承っており、今後も積極的に対応してまいりますと、こういうわけでしょ。だから、相談というのは、当事者でないですよ、どう考えたって。どう考えたってそうじゃないですか。それで、町長が本当に当事者として頑張っていくんだというならば、いいですか、今回、7月の機構改革で、川俣町行政組織規則を次のように改正する。情報システム系の次に、次の各項を加える。原子力災害対策室。何をやるか。(1)、原子力災害にかかわる総合調整に関する事。 (2)、計画的避難に関する事。(3)、復興の支援に関する事。(4)、原子力災害にかかわる相談に関する事。町長は、本当に町民の代表として、川俣町がですよ、当事者として頑張っていくんだと言うならば、総合調整というのはないですよ、私から言わせれば。総合調整というのは、企画財政課でやっている仕事と同じでしょ、普通の。川俣町が総合調整する。だから、各課長がばらばらに出てくるわけじゃないですか、さっきから。だから、課に昇格しろと私も言いたい。各課ばらばら出てきて総合調整しているんだから、各課ばらばら出てくるの当たり前でしょ。農業のことだから産業課が出てきます、これは健康被害のことだから保健福祉課が出てきます、当たり前のことでしょ、それ。総合調整しかないんだから、原子力災害対策室。それから、相談に関する事としかないんだよ、これ。だって、事務分掌にそう書いてあるんだもの。相談以外のことをやったら怒られるじゃないですか、町長がそうやれと言っているんだから。当事者になり得ないじゃないですか。なりようがないですよ、これ。本当に町長が当事者、町民の代表として、川俣町が原告団の中心になって原告として頑張るんだというならば、この規則から変えた方がいいと思うんですが、いかがなものですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） その業務の文言の表現については、いろんな取り方あります。今、相談だけでは前を向いていないんじゃないかというような消極的な姿勢に取れるということでありますので、その点は今度の9月12日、今日から東京電力ではそれぞれ文書を配布していくわけになっておりますので、その文書もかなり厚い書類だと聞いておりますから、なかなかそれだって解体するのは大変だと思います。ですから、ここに東京電力で地元を設置して窓口は設けろということで、これは設けさせた経緯が1つございますし、また、今、あることについては、役場としてもそのことについての窓口を作って、一緒になってそれを解決に向かって対応していくことの意味は、十分我々はしっかりと受け止めてですね、これからの人員の増強について考えていく考えでありますし、また、その中で今、指摘ありましたような

業務の内容についても、明確にそれをしていきたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） いくら町長そう言ってもね、私は今の体制では絶対弱いし、町長が目的としているような仕事はできないと思いますよ。だって、何でもかと言ったら、企画財政課の中に作ったわけでしょ。企画財政課は、なんでその課あるんだか私は本当に分からないですよ。だって、企画財政課の課等設置条例の業務で言えば、原子力なんてどこにも出てこない。唯一へりくつつくつけて企画財政課にその対策室作ったのは、町行政の総合企画及び調整に関することがあるからだみたいな話じゃないですか。けども、総務課には明確に6番目に、消防、防災に関することと書かれている。それから、8番目には、他課の所管に属さないことと書かれているんですよ。だから、本当に本気で町長がやる気になれば、それは総務課に作るの正しいことじゃないですか。防災と明確に言っているんだもの、消防と防災は一緒の1つの言葉にも読めるけど、別な言葉にも読めるんですよ、別に、そうでしょう。だから、災害対策本部の事務局長って総務課長やっているわけじゃないですか、本部長は町長であって。それでなかったら企画財政課長が、災害対策本部の事務局長やることになりますよ。だから、今の町長が言っていることを本当に具現化したいというならば、今の課の中に室を置いたくらいではできっこないですよ。それで、これは20年とも30年とも言われる長期的な戦いになるということは、町長だって認識されているわけでしょ。全職員認識しているわけでしょ、これ。3年、5年で済むなどと思っていないでしょ、誰も。だったら、本当に住民の先頭に立ってですよ川俣町は頑張っていくんだと、戦っていくんだと、国とも東電とも言うんであれば、ちゃんときちっと課に昇格させてやらないと、企画総合調整だけでは、絶対できる話ではないと私は思うんですよ。大体今の課等設置条例に違反していますもの、原子力災害対策室が企画財政課にあること自体が。どう読めたって企画財政課の中にそんな室作れるわけじゃないですよ、どんなこと考えたって。だから、課に昇格した方が良くと思うんだけど、町長、その考えはないんですか。同僚議員も何回も言ってますけど。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 質問に答弁をいたします。

事業の円滑な運営は、課の仕事は、町民の皆さんの町民の福祉の向上につながるわけでありますから、ただいま質問にありましたようなことを含めて、早急に検討を加えてまいりたいと考えています。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） そういうことであれば、一日も早く課に昇格をしていただくことと、それから、所管事務に相談に関することではなくてですよ、損害賠償という言葉1回も出てこないんですよ、この所管事項の中に。でも、多くの山木屋地区の人はもちろんでありますけども、川俣町全住民が一番思っているのは、補償賠償の

ことですよ。補償賠償がどうなるのかという。だって、復旧、復興は個人ではできないんだから。個人個人の悩み、あるいは企業の悩み、農家の悩みもですよ。明日の金どうするのか、このローンどうやって払うのか、この借金どうやって払うのかじゃないですか。だから、補償賠償が一番の関心事なんですよ。ですから、補償賠償ということを明確にこの所管事項の中に入れていただきたいと思うんだけど、その辺は町長いかがですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 総合的な対応等になるわけですから、当然、そのようなことも業務にはまず入れることが必要だと思っています。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） それでは、事務の事項も見直して、一日も早く課に昇格して、山木屋地区の人はもちろん、全住民が安心して役場に来て、一緒に戦える体制ができるようお願いをして4 番目の質問にいきます。

復興計画の話なんですけども、最初の答弁にもありましたけども、今回の9月の広報紙に載ってますのは策定方針なんです。復興計画の策定方針だということなんです。その中で町民の健康管理、これは同僚議員もかなりやりましたのであれなんです。私はやっぱり一番復興で大切なことは、住民の健康管理と、もう1つは答弁にもありますように、雇用の確保と増大だと思うんですよ。今のままいけば、川俣町の若い人はどんどんいなくなる明々白々です。子どもの不安の問題含めてですね。そういった中で、やっぱり戻りたくとも戻れない多くの方々が、今、川俣町に避難民としてお住まいになっているわけですよ、ここにね。で、県も国もですよ、今、仮設住宅造ったけど、2年で終わりだと、耐用年数も持たないと。ですから、公共住宅も造らなくちゃいけないと、公共住宅2万戸という話もありますよね。それから、今のままでいけば飯舘さん、浪江さん、あるいは1市7町含めて工場を移転をする、あるいは移転をしてやっていかななくちゃいけないという考え方の方もいっぱいいるし、そういった面では、114号という南に通じる基幹道路を抱えている川俣町、それから南相馬市との基幹道路である原町・川俣線の起点である川俣町。そういうことを考えますと、川俣町の持っている地理的条件は、決して私は悪いところにはないと思うんですよ。そういった中で町長も5月12日には先ほど言った山木屋の復興プランとともにですよ、当時の菅直人内閣総理大臣に4番目に、川俣西部工業団地うんぬんかんぬんという要望もしているわけですよ。いつの間にか立ち消えになって、議会にも何の報告もないんでありますが、要は造成ね、雇用の場を確保していくうえで必要なのは、やっぱり工業団地、いわゆる工場用地の確保と、それから人口増、人口を新たに増やしていくということを考えれば、恒久的な住宅地の建設ができる住宅用地の確保だと思う。この2点については、早急に復興会議というか、その委員会での議論もあるでしょうけども、その議論を待たなくとも、いち早く手を挙げて用地の確保、選定に国、県に手を挙げていかないと、遅れを取るだけだと思うんです私。ですから、この機会に1人でも多くの人に川俣町に

住んでもらって、一生に放射能と戦って生きていく、そういう人たちは残ってもらおうと。それから、危ないから避難したいという人については、手厚く支援をしてあげましょうと、その2つが私は重要だと思うんですけど、そういった意味でこの復興計画がまとまる前に、やっぱり工業団地の造成、そして企業の誘致、それから公共住宅地の建設、住宅団地の造成、この2つについては早急に手を打つべきだと思うんですが、町長はそういう考えはお持ちでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁いたします。

まず、質問にあるとおりでありまして、今この、避難をされておりますし、川俣町の若い人たちもこの後どのようになっていくのかということについては、大変危惧されている面があります。そういった意味では、雇用の確保が、私は大きなこの復旧、復興にあたっての柱になると考えておりますので、ご質問にありましたように、西部工業団地の開発について、これは川俣町が被災自治体だという意味から含めて、これは国の責任でもやってほしいという要望出しておりました。重ねて今度はそういうやつが変わりましたので、改めてまたこの復興計画の前にも、これは議会中でありましても、国の方に行く予定を今、組んでいるところでございます。そして、質問にもありますように、114号線、あるいは原町・川俣線、川俣町の起点になっております。この起点の町に雇用の場を確保することによって、飯舘村なり、あるいはまた浪江町へも通えるということについての利点も、これは両方の町村長さんとも話はしているんでありますが、そういった意味でも、この企業誘致については真っ先に取り組むことで今、考えておりまして、具体的にも今、そのような企業の対応を進めている案件もありますので、それらも含めてご質問ありますような対応をこれは早急に立てていきたい、そのように思っています。また、住宅等につきましても、これも仮設があります。しかし、私は先ほど2年以内に戻る考えはないものと思っているという話を申し上げました。私は、今年1年でという思いもあったんではありますけれども、しかし、なかなかそうはいかないだろうと思うようになってきました。しかし、住宅の確保については、それぞれふるさとに戻る

○議会事務局長（佐藤光正君） 残り時間あと5分です。

○町長（古川道郎君） しかし、住宅の確保については、それぞれふるさとに戻る事が大事でありますから、川俣町内にとどまってもらうということについての考えを先行することについては、山木屋地区については、特に私は戻ることを前提にしたいと思っています。ただ、近隣のほうでは、よりふるさとに近いほうに住みたいというような声もあることも議員は聞いているんだと思っておりますので、そういったことにも耳を傾けて、町としての住宅対策も進めなくちゃならないと思いますので、これも復興計画の位置づけはするとともに、また、そういった働きかけをやっていく考えでありますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） いろいろ前向きの答弁もいただきましたし、約束していただいたこともありますので、是非12月議会で同じことを質問しなくともいいようにできっちりと進めていただきたいなということと、それからあともう1つは、やっぱり川俣町の国、県がという話が必ず町長の答弁に出てくるわけでありますけれども、国、県は我々を動かすべき立場でありますし、国、県に対しては、我々は要求することがあっても、国、県の言うことを聞いてやっているわけではないわけですよ、一自治体だし、ましてや加害者は国なんですから、東電なんですから、そういった意味では、もっと町民に前向きに積極的に川俣町の独自性、川俣町の主体性というもの分かるように情報発信をして、町民の不安がなくなるようお願いをして、質問を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で1番議員 高橋道弘君の一般質問を終わります。

次に、2番議員 高橋真一郎君の登壇を求めます。高橋真一郎君。

○2 番（高橋真一郎君） 2 番 高橋真一郎でございます。私は、山木屋地区の方々から仮設住宅に入居してからこれまで、私に相談を受けたことについて質問をいたします。

さて、昨日のであの大震災から6か月、そして、ニューヨークの同時多発テロより10年目の節目でありました。改めて亡くなられた方々に哀悼の意を表したいと、そして、被災された方々にお見舞いを申し上げます。

さて、私の質問であります。地域の再生策を問うであります。1番目、山木屋地区の再生には、山木屋地区住民の力が必要になってくるが、現在、仮設住宅入居者の健康面、精神面のフォローはどのように進められているのか。

2番目、山木屋地区内の町道、農道等の除草対策はどのように取っているのか。

3番目、農地の除染対策より除草対策が急務と思うがどうか。

4番目、町道等の災害復旧は、どこまで進んだのか。

5番目、庁舎建設に向けて、今、どこまで進んでいるのか。

6番目、ファンズ出店には、町が積極的にかかわったと思うが、今後はどうするのか。以上、6点について伺います。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 2 番 高橋真一郎議員の質問に答弁をいたします。

はじめに、第1点目、地域の再生策を問うの(1)、仮設住宅入居者の健康面、精神面のフォローはどのように進めているのかについてのご質問でございますが、山木屋地区の住民の皆さんにかかる計画的避難につきましては、仮設住宅の完成により、6月26日の入居式以降、農村広場仮設住宅を皮切りに順次入居していただいております。仮設住宅に入居されてからの健康管理といたしましては、厳しい暑さ対策のため、熱中症や食中毒を予防していただくことを目的に、チラシを作成し、配布を行い、啓発に努めました。また、仮設住宅には多くの高齢者が入居されておりますので、介護予防事業として、軽い体操を行う「お気楽体操教室」や栄養指導を行う「お気楽料理教室」を仮設住宅内の集会所や隣接する福沢多目的集会所を会

場を開催し、山木屋地域の顔なじみの皆さんが集う環境の下、体の健康と栄養のバランスのよい料理の調理指導を行ってきたところであります。また、このような集いのほか、7月21日には災害後のこころの健康について、町保健師の講話を仮設住宅の集会所で行い、更に11月には仮設住宅入居者だけでなく、全町民の方を対象に、「災害後の心の変化とこれからの生活について」の講演会を予定しております。このように、集会所などを会場にお集まりをいただいての各種教室や講演会を中心としまして、健康面、精神面のフォローを継続してまいる考えであります。一方、集会所での催しに参加できない方の健康状況などもよく把握しながら、家庭訪問を実施するなど個別に対応して、健康状況、生活状況の確認及び必要な支援、援助を行ってまいりたいと考えております。

次に、(2)の山木屋地区内の町道、農道等の除草対策は取っているのかについてのご質問でございますが、従来、町道、農道等の除草につきましては、協働のまちづくりの観点からも地域住民の皆様はその作業をお願いしているところでございますが、山木屋地区は計画的避難区域となったことから、一時的な立入りの範囲内での対応を除き、今年は実施されておられません。町では、山木屋地区の道路の除草について検討してまいりましたが、計画的避難区域の大きな課題となっております除染に大きく影響を及ぼすものと考えられますことから、現在まで実施していない状況であります。平成23年8月26日、政府原子力災害対策本部から除染に関する緊急実施基本方針が示され、計画的避難区域は、国が主体的に除染を実施することになっており、町道、農道等の除草対策につきましては、これから国において作成する予定の山木屋地区の除染実施計画に合わせて、対応を検討してまいる考えであります。

次に、(3)の農地の除染対策より除草対策が急務と思うがどうかについてのご質問でございますが、山木屋地区の農地の除草につきましては、計画的避難区域の指定を受け、区域内への立入りは認められておりませんが、計画避難にあたっての国への要望活動の結果、自宅への一時立入や公共的なサービスの提供等のための一時的な立入については、例外的に認められておるところでございます。このため、一時的な立入りの範囲内で、防災上の観点で必要な水路、農道、ため池等の施設の管理作業や農地の荒廃を防止するための除草などの作業を行なうことにつきましては認められておりますので、去る8月27日、28日の両日、用水路などの主要施設周辺の除草作業を行っていただきました。農地の荒廃を防ぐための管理作業として実施できる取組みとして認められている除草につきましては、状況に応じて、年1回程度の必要最低限の雑草の刈り払いや除草剤の散布等を行なうものとされてございます。なお、今後の土壌改良対策の効果を確保するため、農地表面の放射性物質の土壌中等への拡散につながるような取組み、例えば耕うん、鋤込み等は避ける方がよいとされ、また、刈り取った草については、ほ場内等に保管しておくことが必要とされております。このようなことから、今後の除染や営農再開に向けた取り組み方針等が明確に確立されていない中での除草作業は、計画的避難区域の例外的な

一時立入りの範囲であることを十分留意して取り組む必要があると認識をしております。現在、農地の土壌除染技術開発として、当町並びに飯館村において実証試験を行なっておりますので、今後、土壌の除染について、国より技術、方法、方針等が示されるものと認識しており、これを受け、除染や除草対策を講じてまいりたいと存じますので、ご理解を頂きたいと存じます。

次に、(4)の町道等の災害復旧はどこまで進んだのかについてのご質問ですが、町道の災害復旧事業につきましては、補助災害14件の国の災害査定が終了し、災害復旧予算も確保いたしました。また、県から指令前実施設計書の承認を頂いたところでありますので、これから工事の発注を進めてまいる考えであります。また、林道の災害復旧事業につきましても補助災害10件の国の災害査定も終了し、これから工事を発注してまいるといころでございます。なお、単独災害につきましては工事を随時発注しているところでありますので、年度内には被災箇所全部の復旧をしてまいる考えであります。

次に、(5)の庁舎建設に向けて、今どこまで進んでいるのかとのご質問でございますが、10番 黒沢敏雄議員の質問の中で答弁いたしましたとおり、現在は、基本構想の作成に向けて、庁内の検討委員会を立ち上げる準備を行っている段階であります。この庁内の検討委員会は、各課職員等から選出した十数名で組織し、基本構想等につきまして、調査、研究していく必要があると考えております。その後、外部の有識者、町民の代表者等も含めた検討委員会を組織し、ご意見をいただきながら基本計画の作成に当たりたいと考えており、その計画の中で策定するスケジュールにより、建設の時期も提示できるようになると考えております。

次に、(6)のファズ出店には町が積極的に関わったと思うが、今後はどうするのかについてのご質問でございますが、ファズ中丁店におきましては、東日本大震災に伴い建物が損壊し、営業継続について、断念をせざるを得ないとなっているところでございます。当店舗は、平成21年9月30日、コープマート川俣店の閉店に伴い、同年11月30日にファズ中丁店としてオープンし、町内商店街の核として、そして、中心商店街の顔として、賑わい創出に大きな貢献をしていただいております。また、高齢者が安心して暮らすためにも、歩いて毎日の買い物を行ったり、人と人とのコミュニケーションの機会を増やすことは大変重要なことであると考えており、町といたしましても、商業施設として再整備されることが中心商店街の活性化を図るうえで必要であり、皆様が望んでいるという声をいただいております。ファズ中丁店におかれましては、自力での再オープンが断念されているところであり、町としては何らかの形で再整備できないか、そのための支援策について、活用できる方策がないか等、情報収集に努めているところでございます。今後、更に関係機関、団体と調整を図り、再整備に向けて対応してまいる考えでありますことを申し上げまして、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） それでは、私の質問は、先の先輩方々の質問にも重なってお

りますけれども、再質問したいと思います。

1 番目の山木屋地区の住民の方々についての質問でございますが、今回、先行調査というようなことで、200 名の方々の健康調査を行ったというようなことでございますけれども、残された方々でもかなり高レベルの被曝された方もいるとは思いますが、国はこの方々に対して、どれくらい先延ばしになるのか、それとも早くやってもらえるのか、その辺聞きたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

県民の健康管理調査の件のお尋ねだと思いますけれども、全県民を対象にしました行動記録、いわゆる行動記録を中心とした基本調査のほかに、計画的避難区域の住民の方、皆さんにつきましては、健康状態を把握する詳細調査を全員の方、実施する予定となっておりますので、時期的については今後になりますけれども、詳細な検査について、現在のところ町の検診に併せて実施するというところで話はいただいておりますけれども、計画的避難区域の方につきましては、一般町民の方で実施しない詳細調査を行うようになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2 番（高橋真一郎君） 来年の成人病検査と一緒に健康調査をやるというようなことなんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

現在のところは、行動記録調査において何らかの被曝が疑われる方につきましては、この詳細検査に移行しますけれども、計画的避難区域の方につきましては、全員対象に詳細調査を実施するということで、スケジュールとしましては、今後示される予定となっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2 番（高橋真一郎君） 一般住民の健康調査もやらなくちゃならない、山木屋の住民の健康調査、先行的に山木屋の方々の先行調査200名やりましたね。でも、まだまだ早めにいつでも先に本当に緊急にやらなければならないことだと思いますけれども、もう一度答弁お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

議員お質しの約200名の方の検査につきましては、ホールボディカウンターによる検査ということで理解しているところでありますけれども、このホールボディカウンターによる検査につきましては、先の答弁の中にもありましたけれども、県の方でも来年の1月には稼働させたいということでありますので、川俣町民の速やかな検査の実施につきまして、今後、強く要望してまいりますので、ご理解をいただき

たいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） 先の先行調査を行った先は、千葉のところに行って健康調査やってきたというようなこともございます。千葉の方をお願いしてでも、この健康調査、山木屋の方々やなくちゃならないと思いますけども、いかがでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

今後の内部被曝検査の見通しについてでございますけれども、県の方では茨城県の東海村にあります日本原子力研究開発機構での検査体制を継続したいということで予定しております。今月から12月までの予定では、先ほど答弁があったとおり、原発の立地町と隣接の7町村の住民の10分の1に当たる方の検査ということで、今後は浜通りの方の原発立地の町村を中心という日程になっておりますので、再三になりますけども、県でこれから取得します移動型のホールボディカウンター検査ですので、そういった移動して町の方で検査体制が確立できるような形で、今後、県の方にこの検査体制の実施について要望してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） 警戒区域に入っている、川俣はやらしてもらえないというようなことでありますので、これは何とかやらしてもらいたいような段取りで進めていただきたいと思います。

次に移りたいと思います。今、仮設住宅に山木屋の方々が入居して約3か月ですかなっております。まだ、精神的には落ち着いているとは思いますが、今後、この間ちょっとテレビでニュースを聞いたんですけども、仮設住宅に入居していると、生活不活発病になるというようなニュースがございました。これ私どのような病気か分からないんですけども、皆さん方も見てそのとおりの病気かなと、精神的にかなり不活発といいますか、活性化ができないというような形になるかと思っておりますけども、このような精神的な問題もあります。子どもたちには様々なソーシャルワーカーとかカウンセラーとかがありますが、週1回ですか、家庭訪問など集会所に参加できない方が週1回家庭訪問を実施するなど、個別に対応していくというようなことでございますが、これまで何度ほど家庭訪問なされましたか。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁だけですか。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

家庭訪問につきましては、町の保健師が必要に応じて訪問活動を行っておりますけども、現在のところ3件ほどです。主に訪問と言いますより電話で住民の方の安否確認や状況等を確認している状況でございます。特に現在、力を入れてございますのは町長の答弁にもございましたとおり、介護予防事業として実施いたします健康体操教室で、週1回集会所のほうに出向いて、健康運動師なども交えながら、頭の身体健康体操を実施しておりますが、これにつきましては7月21日から毎

週1回、木曜日の午後、仮設住宅の中の集会所のほうに、住宅ではありませんけれども、集会所の方に訪問しながら、全体的な相談を行っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） 私は、家庭訪問を何回実施したのかというようなことでございましたので、聞いていないこと、まあ正直に皆言っていたことは有り難いんですけども、これから本当に精神面でかなりつらくなってくると思うんですね、この山木屋地区の方々の。そのフォローを保健福祉課、保健師の方々フルに活動してやっていただきたいと思いますのですが、もう一度答弁をお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

それぞれ避難されている方の健康面、心のケアも含めての質問だと思います。私もまず、仮設住宅の方につきましては、ただいま申し上げましたように、軽体操とか講演会とかやって、多く集まる機会を作るように心掛けています。それは、やっぱりこもりっきりにならないように、みんなが顔合わせるということは大変大事であるということでもありますから、そういった意味では、力を入れて毎週1回やっておりますから、私はそういう意味で、いわゆる避難されている皆様方の健康管理、心の管理ケアは、そういったことでも取れるんじゃないか。その中でここで具合悪い人いますよと、そういった情報も入ります。それについては、ここにまた対応していこうというようなことで、今、取り組んでおります。

もう1点でありますけれども、私はもう1つは、いわゆる借上住宅、アパート等ですね、そちらの方におられる方は、全くもって1人か家族だけでありますね。まず、そういったことについてのケアが大事だと思っています。ですから、もちろん仮設もなんであります、そちらの方についてもしっかり対応することを課のほうに話をしてやっておりますので、質問にありますようなことはそういうことでの質問かと思いますが、十分それを心して本当に安心ということはあれでありますけれども、健康被害を生じないように、町としてもケア、フォローしていきたいと、そのように考えております。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） 本当にこれ仮設住宅ばかりの問題ではなくて借上住宅、そして、福島に行った方々のフォローもしっかりやらなければならない問題だと思いますので、全町民挙げて、フォローしていかなければならない問題だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

次に移りたいと思います。山木屋地区の町道、農道等の除草対策でございますけれども、私もこの質問書を出す前に山木屋の方にちょっとどのようなになっているのかというようなことで行ってまいりました。町道なかなかやっている住民の方も除草剤かけたり、草刈りやっている住民の方もありますけれども、しかしながら、多くは伸び放題になっております。傍らに猫がいて、そして、ウサギがどこにも上がっ

ていくところないんですよね、草が伸びていて。そのような状況になっておりました。まあこれ除草対策というのは、除染対策始まるようになって、除草対策が先だと思いますけども、その辺はいかが考えておりますでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） ただいまのご質問に答弁をさせていただきます。

草のほうの除草ということが先ということでございますが、先ほど1番議員の高橋議員の方からもご質問ありましたとおりに、町といたしましては、この計画的避難区域、この中におきます立ち入りということで、立ち入り農家の例外といたしまして公共的なサービスの提供、一時的な立ち入りということで、自然災害関係の復旧、あるいは維持管理上の公的なサービス、こういったものの場合は立ち入りを認められておりますのは、23年6月30日、原子力被災者支援チームのほうから指示は出ております。ただ、その具体的な内容が出ておりませんので、私のほうで県の方にただいま問い合わせしておりますのは、線量管理をどのようにしてやったらいいか、あと記録とあとは線量計を持たせたら良いのか、そういったものの具体的な項目を挙げまして、ご返答を待っているところであります。大変遅れて申し訳ありませんけど、そういったもろもろの解決させていただきましてから、そういった草刈りとか何かも総合的に全部検討してまいりたいと思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） この除草に関しては、山木屋地区の除染実施計画に併せて検討してまいりますというようなことで、国において作成する予定のこの除染実施計画、いつ頃出るんでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 計画避難区域である山木屋地区の除染計画ですが、実は本日、県のほうの除染のチームと環境省、また、国の経済産業省のほうで、町のほうにおいでになって、町の災害対策本部と環境担当のほうで打合せをしているところでございます。これから具体的なモデルの実証実験のエリアとか、区域又は場所、具体的なことを決めまして、今後の中で早急に対応していくというようなことで、あとこれはまた国の責任でやるというふうなことでございますので、そういったことも含めて、具体的に町の方と打合せをしながらやるということになっておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） 国においてなんですけども、川俣町としてはどのような要望を出すんだか、その辺を。

○議長（佐藤喜三郎君） 企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） 計画的避難区域の中における町としての要望というようなお話でございますけれども、まず、その除染に当たっての考え方としまして、生活空間の除染から始まるというようなことでございますが、生活空間プラスあと

また住宅のほうの全体的な除染から、あとその周囲環境、あとどこまで生活としてどこまでやるのかということも含めて、きちっとそういった対策を示すように国に対して要望します。あとまた農地の関係とか、あと山林の関係はなかなか難しいことがございますが、そういったことも含めて、どの辺までやるかということで大変難しい問題がございますけれども、やはり最小限、帰還をして生活に支障を来さないような範囲できちんと国の方でやるようなことで、町の方では申し入れをしながら対応を進めてまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） あの私、今、山木屋地区内の町道、農道等に対する除草対策についての再質問をやっていたはずなんですけども、この山木屋地区の実施計画に併せて、この実施計画に川俣町のどう要望しているのかを聞いたつもりなんですけども、もう一度お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げますが、農道、町道の除染だけじゃなくて、山木屋全部やらなくちゃならないんです。それを今、計画作ってもらっているんです。それを理解していただいたうえで、今、これから山木屋のやっていこうと、除草につきましても先程来から答弁申し上げますけども、これは国のほうに要望しております。要望いたしまして、一時立ち入りを含めての条件でやって良いという話が出されました。ですから、今回、お墓の掃除なり、家の片付けなりやっていたさしましたし、また、水路なんかをやってもらったんでありますが、皆さんが心配しているのは、それだけじゃなくて、既にある水田や畑のことを思っているんですよ。そこどうするかという声なんですよ。私はそこもやらせてくれと言っているんです。確かに質問もそういうことだと思うんですが、ただ、それも国のほうでは避難ですか、入ってだめだと言っている条件のところでもありますから、そこに入らせろというわけでもありますから、これはいろんな条件が出てくるわけでもあります。そこをちゃんと整理しながら、この除染については当たっていききたい。特に農道、町道等については、生活インフラ整備の面では、先ほどの復旧工事もあるわけです。そのことについても早急にとりかかりたいと、でも、この避難区域という中での条件になっている。しかし、一方では、そういうところも既にやっているという話もありますから、これは我々の情報が遅いのか、また、あたりがあれなのかということで、もう一度これは確認することにいたしておりますが、ひとつそういうことの環境の中で今、取り組んでいることをご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） 当然、これは第三者がやるべき除染活動、除草活動だと思いますけども、これ誰がやるようになるのかちょっと伺いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

計画的避難区域の除染についてですね、どのようにそれを進めるかは、まだ、これからであります。前の方に良い方向に行けるようにと思っておりますけれども、誰がやるかについても、それは当然やる人が出てきますから、委託するのか、自分たちでまた条件をつけてやるのかいろんな方法が出てくると思います。手伝ってもらってやるのか、ただでボランティアでやるのか、いろいろとあると思いますので、当然、基本には線量の問題もありますから、総合的な中で、やっぱり良い方向で地域と一体となった、また、町の関与も強く反映したところの除染活動になるようにしていきたいと思っています。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） これまあボランティアということにはいかないと思いますけれども、これ山木屋の除染ばかりじゃなくて、この地区の除染も一緒だと思うんですよね、これね。地区の方々にやらせたのではちょっと危険な問題ですので、山木屋の方々は除いて除染、除草、その辺をやっていただきたいと思います。農地の除染活動、除草活動があるわけでございますけれども、国で行う農地の除染活動であります、この農地、表土何センチ剥ぐのか分かりませんが、肥沃な表土を取ってやせた土地を出して、そして、農業を再開するということになると思いますけれども、この肥沃な耕土にするためには何年くらいかかる予定なのか、それを伺いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

農地の除染につきまして、何年かかるかというようなお話でございますが、町長のほうから答弁をさせていただきましたけれども、今現在、国の方で土壌の実証試験というのが行われておりまして、昨日の新聞報道、私も見させていただきましたが、9月の中旬ころにはいろんな公表をしていろいろと実施をするというような中身について実施をするということによって書かれておりましたけれども、これにつきまして国のほうでも今日午前中、連絡ありまして、公表前に町のほうにいろいろと情報をお伝えをして実施をしたいというような連絡がありましたので、それは調整をしていきたいと思っております。今、国で行われておりますのは、物理的な方法と科学的な方法と生物学的な除染ということで、3つで今、実施をしております。そういう中で今後、国の方からお示しがあるかと思いますけれども、川俣町、又は山木屋における除染が一番良い方法というものを確認をしながら実施をしていかなければならないと、こう思っております。この国からの除染のいろんな計画に基づいて町の方では精力的に実施をしていきたいと、こう思っております。その年数については、なかなか中身と又は広大な土地の除染になろうかと思いますけれども、今、ここで何年ということはちょっと申し上げることはできませんけれども、一日も早く除染ができて、皆さんが帰られるような対応、対策についても努めてまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） このただいまの産業課長の答弁では、何年かかるか分からないけれども、やっていかなければならないと。そうなれば、山木屋の地区民は、帰れるまで何年かかるか分からないというようなことになると思いますけれども、まあ、しっかりした対応を取っていただいて、早く帰るように除染対策、除草対策を進めていただきたいと、そう思うわけでございます。

それでは、次に移りたいと思います。4番目の災害復旧でございますけれども、多くはしっかりと災害復旧したと思います。しかしながら、防災林道、本来ならば今回のような大震災に役立たせなければならぬ防災林道ですね。いまだに復旧といたしますか、仮復旧も何もできてない。先の臨時議会で予算は通りましたけれども、早急にやらなければならぬんでありますけれども、なぜ遅れたのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

花塚林道の復旧でございますが、町長のほうから答弁申し上げましたとおり、林道花塚線については10か所の被災がなっております。それとあと公共的災害に取り組むということで、国の方の災害査定を受けまして、やっとあの金額が固まってきたところであります。まず、10か所があるということで、今、調整をさせていただいておりますのは、10か所とも発注しますと、1回にたまたま10業者が取ってしまうと、途中で別の業者さんが仕事をして、それで、多くの工事に入れないうようなところが見受けられるということで、今、4か所に分けて実施をしないとうまく仕事ははかいかないというような状況になっておりまして、それに今、調整をしております。その調整に基づきまして、県の方と今、調整を行いまして、まもなく発注の段取りというところにまで来たところでありまして、早急に発注をして復旧に努めていきたいと考えております。あと各防災林道でありますけれども、各地域の方々がまた、その道路を使った生活もしておりますので、その辺も十分配慮をして工事のほうを進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） いや、本当に花塚林道は、全面通行止めだったわけでございます。だから、片側だけでも通行止め、まあ復旧できないか。あの崩れた土砂で陥没した場所に片側だけでもやってくれないかというようなお話、かなり私もいただきましたので、その辺ちょっとお伺いしたいなと思いました。それで、これはやめまして、次の5番目の庁舎について伺います。

庁舎ですけども、本来ならば役場は、地域住民の生命と暮らしを守る砦でなければならない。しかし、今回の震災は、役場機能を一時まひさせるなど、役場庁舎に大きな被害を受けました。役場庁舎を川俣の復興のシンボルとして進めていかなければなりません。しかしながら、いまだ役場庁舎における復興計画が出来ておりませんけれども、その復興計画がいつ出来るのか、再度伺いたいと思います。すみませ

ん、基本構想計画の策定です。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

基本構想でございますが、新庁舎建設までの工程は、基本構想の中で、いつまで作成するか検討いたしております。現在のところ具体的な時期については明言を差し控えさせていただきますが、なるべく早く基本構想をしていきたいというふうに考えてございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） 基本構想に向けて、庁内の若い方々、そして、庁内の代表者の方々に委員会を作ってやるということでございますけれども、議会の意見はどこかの段階で聞いて反映させるのか、伺いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

基本構想が出来た時点で、皆さんには一応お諮りをしたいと思います。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） いや、計画が出来てお話しするだけで、まあ私たちの意見は聞くことがないというようなことでございましょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（高橋清美君） 答弁申し上げます。

ある程度のたたき台がないと皆様大変だと思いますし、そういうことで基本構想と並行してやっていきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） 是非いくらかでも私どもの意見をちょっと聞いていただきたいなと思うわけでございます。

それでは、6番目に移りたいと思います。このファنزの出店ですね、1年も経たないうちにこのような震災というようなことで、非常にファنزの方々にはお気の毒というようなことで思いますけれども、このファنزの土地は生協の土地だと思いますけれども、生協との話はどうなっておりますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今、ファنزさんで行っている土地のところでありますけれども、これは建物については生協さんの方からファنزさんのほうが買い取ったという形になっております。あと土地等の最初の契約を見ますと、最終的にはファنزさんが買い取るという契約になってございまして、ただそれが申し出の期間というのが日時が入っております。ファنزさんのほうから申し出がない限りは、まだまだ生協さんというようなことの契約があるところでございまして、その中で今回、ファنزさんのほうがどうしても継続をするのを断念をするというようなお話もいただいております。あと町といたしましては、今後いろんな策等も考えていきたいということで

答弁申し上げたとおりでありますけれども、そういう状況でありまして、土地についてはまだ今のところ生協さんということで、契約等の中身もあったものですから、町のほうではまた生協さんの方に確認をして、その運行についてはまだ調整はしてございません。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋真一郎君。

○2番（高橋真一郎君） このファズ、本当に中丁の商店街の核、そして、川俣町の商店街の核でもありますので、是非一日も早い商店街の復興を推進していただきたくお願いを申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で2番議員 高橋真一郎君の一般質問を終わります。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は4時5分といたします。

（午後3時50分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後4時05分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、6番議員 齋藤博美君の登壇を求めます。

齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 今日、最後の登壇であります。緊張してまいります。よろしくお祈りします。6番議員の齋藤博美であります。先に通告しました大きく3点、ほか細部について当局に伺います。

現在、当町の大きな問題は、原子力発電所の事故であります。この事故によって発生した放射性物質への対応、対策が急がれます。相手は音もなく、目で見ることもできません。しかも、生物には大きな害のある物質であります。人が作り出したものであります。このエネルギーを作り出す物質は、今の時点では無くすことはできません。よって、大変に難しい対応となります。しかし、作り出したものは、人間の英知でいつの日かは無くすことが可能であると、私は信じているところであります。

そこで、大きな1点、放射物質への対策であります。細部1点、現時点で小学校の放射線量で、子どもは安心できるかであります。安心とは辞書によりますと、心配、不安がなく心が安らかなこととあります。安心と不安を比べると、どうしても不安の声が大きくなりやすくなる実情と思うのであります。これで安心という線引きをすることは、なかなか難しいと思うのであります。当局の見解を伺います。

細部の2点、放射性物質の仮置きは、町有地にするべきであるということとあります。先の予算計上により、各自治会、行政区において、放射性物質への除染、除去の検討が始まったと承知しています。毎日、テレビ、新聞等で報道されている大きな問題であります。汚染の仮置きについては、この趣旨に理解をし、人里離れた私有地で承知していただければあろうと私は思うのであります。可能な限り町の所有地、宅地、田畑、山林を除いて町には10万5,000平米程度の土地

があります。ここへ仮置きすべきと思うが、伺います。

3点、先に農産物損害額が示されました。この算出根拠はどうか伺います。

大きな2点、この度の大地震により役場は使用できなくなりました。町民への最も大きなサービス機関は、役場であります。庁舎建設は早急に実行すべきだと思うのでありますが、当局に建設構想を伺います。

大きな3点は、企業誘致の推進についてであります。前回も同じ質問をしました。当町喫緊の課題に、雇用対策が挙げられると承知するところであります。人が生きていくうえで、仕事がないということは一番不幸なことであります。家、田畑を失い、悩みに悩み、ストレスで困ばいの山木屋地区ほか隣接の住民のためにも企業を誘致し、雇用を生み出すことは早急にしなければならない問題であります。このことへの対応は、今が機会であり、チャンスと私は認識しております。当町の位置、地形、環境、この度の大地震、原発事故を勘案するならば、多くの職種の中で、土壌汚染を解決できる研究機関、新しい医療産業、再生エネルギー機関の3つに絞って、強く強く強く推進すべきと思うが伺います。以上、私の質問とします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 6番 斎藤博美議員の質問に答弁をいたします。

まず、(2)の放射性物質の仮置きは町有地へについてのご質問でございますが、線量低減化支援事業にかかる仮置き場につきましては、ご質問の趣旨のとおり町有地を念頭に、その確保に鋭意努めておるところでございますので、ご理解をいただきたいと存じます。

次に、(3)の農産物損害額の算出根拠は、についてのご質問でございますが、農産物にかかる損害額の算出根拠につきましては、大きく7つに分けられております。1つ目は、農産物の出荷停止や価格下落に対する損害額としまして、出荷停止によって破棄した数量、風評被害によって返品又は取引停止等となった数量、価格が下落したと認められる数量に、過去3年間の販売価格を考慮した単価を掛けた額を損害額としてございます。2つ目として、摂取制限によって自家用野菜が摂取できなくなり、他から購入して消費した場合において、平成22年度の確定申告の農業所得計算書で畑地の収入を計上している場合に限り、破棄した数量に単価を掛けた額を損害額としてございます。2つ目として、廃棄等にかかる処分費用の実費額をもって損害額としてございます。4つ目として、以前までの耕作地が使用できなくなり、新たな耕作を行うため、施設等の整備が必要となった場合の施設等購入金額の実額を損害額としてございます。5つ目として、原子力災害対策本部の指示で制限されたことによって、新たに粗飼料等を購入した場合の実費額及び粗飼料生産が原発事故の影響により生産できなくなった場合に、粗飼料を購入した際の実額をもって損害額としてございます。6つ目として、国及び県が示した放射能汚染対策技術等を実行した場合に要した費用の実額をもって損害額としてございます。7つ目として、山木屋地区の計画的避難区域の指定により、耕作できない不耕作に対しまして、J Aグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会と県が連携

し、計算根拠となる期待所得を算出した単価に耕作面積を掛けた額を損害額としてございます。以上が、農作物損害額の算出根拠となるものでございます。

次に、２点目の町民の不便を解消するためにも早急に庁舎を建設すべきと思うがどうかについての質問でございますが、１０番 黒沢敏雄議員のご質問の中で答弁いたしました、現在の本庁舎で業務を行うことは、危険性が高く困難であると判断し、本庁舎機能を移転し、中央公民館、保健センター、西分庁舎に分散し、４月１８日から業務を始めたところであります。このことにより、来庁者の用件が本来は本庁舎で用務が済んでいた方も、中央公民館や保健センターなどに行かなければ用事が済まない場合や窓口の散在、待合スペースや駐車場の不足に伴い、町民の皆様にも不便を強いる状況になっておりますが、制約されたスペースで、震災や原子力災害の対応、通常の業務を的確に行い、町民サービスの低下につながらないよう、効率的かつ質の高いサービスの提供に努めておるところでございます。庁舎建設の時期につきましては、現在は、最初の工程であります基本構想の作成に向けて、庁内の検討委員会を立ち上げる準備を行っている段階であります。この庁内の検討委員会は各課職員等から選出した十数名で組織し、基本構想等につきまして、調査、研究を行います。その後、外部の有識者、町民の代表者等も含めた検討委員会を組織し、ご意見をいただきながら基本計画の作成に当たりたいと考えており、その計画の中で策定いたしますスケジュールにより、建設の時期も提示できるようになると考えております。

次に、第３点目、企業誘致の推進はの土壤汚染の解決を図られる研究機関やそれに変わる企業を誘致するよう、国、県への要望が必要であり、町も強く推進すべきと思うがどうかについてのご質問でございますが、企業誘致につきましては、去る６月１０日、福島県知事に対し、復興に向けた経済基盤確立のための川俣町西部工業団地に関する要望書を町議会議長、飯館村長、飯館村議会議長の連名で提出してまいったところでございます。また、６月１５日には、内閣総理大臣と農林水産大臣へ計画的避難区域指定によって失われた経済基盤確立と復興に向け、川俣町西部工業団地の早期整備と併せ、地域振興に向けて製造業等の企業及び研究所誘致に向けた支援を行うことについて、強く要望を申し上げたところでございます。これまで国においては、６月２５日に東日本大震災復興構想会議でまとめた復興への提言の第３章「原子力災害からの復興に向けて」の中で、福島県においては、放射性物質による汚染を除去する必要がある。大学、研究機関、民間企業等の協力の下、内外の英知を結集する開かれた研究拠点を形成すると明記し、また、政府の東日本大震災復興対策本部で策定した「東日本大震災からの復興への基本方針」におきまして、政府系研究機関の関連部門等の福島県への設置等の促進について、明記したところでございます。福島県においても、「福島県復興ビジョン」におきまして、復興に向けた主要施策の原子力災害対応の中に、原子力に係る機関の誘致及び整備について明記し、国、県ともに町が要望を申し上げた経済基盤の確立と復興に向けた企業誘致や研究機関の誘致について、推進することとしたところでございます。議

員お質しの土壌汚染の解決を図られる研究機関やそれに変わる企業の誘致について、更なる要望を国、県へ申し上げ、町の復興に向け取り組んでまいりたいと存じます。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 神田教育長。

○教育長（神田 紀君） 次に、1番目の放射性物質への対応はについて、1点目、現時点の小学校の放射線量で安心できるかについてのご質問にご答弁を申し上げます。

東京電力の原発事故による放射能汚染の問題は、今もって教育現場に大きな影響を与え、特に保護者の皆様には大変ご心配をおかけいたしておるところでございます。文部科学省及び県が示す学校施設等における放射線量の安全基準や健康被害を及ぼす基準値等につきましては、今だ明確な回答がなされていないのが状況であります。今般の放射能汚染の問題につきましては、国は、当初4月19日に福島県内の学校の校庭及び校舎等の利用判断における暫定的な考え方についての通知の中で、児童生徒等が学校内外で受ける放射線量については、年間1から20ミリシーベルトを暫定的目安とし、今後できる限り児童生徒の受ける線量を減らしていくことが適切であると発表いたしました。その後、5月27日に、福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応についての高本文部科学大臣の記者会見の中で、今年度学校において児童生徒が受ける線量については、当面、年間1ミリシーベルト以下を目指すこととする旨の発言がございました。更に、先月8月26日には、学校生活において児童生徒が受ける線量については、原則年間1ミリシーベルト以下とし、これを達成するため、校庭、園庭等の空間線量率について、児童生徒の行動パターンを考慮し、毎時1マイクロシーベルト未満を目安とすることが示されたところであります。このように変化する文部科学省のこれまでの対応につきましては、町教育委員会といたしましても、幾度となく対応に苦慮してまいったところであり、保護者にとっても放射能に対する不安を少なからず助長し、今日に至っているものと考えております。町教育委員会といたしましては、この間、児童生徒の学校生活上の生命と健康を守り、学習権を堅持するという視点から、各小・中学校、幼稚園等の教育施設の放射線量及び室内放射線量等について、きめ細かに測定を行って対応をしてまいりました。また、国の暫定基準を踏まえた放射線量低減対策を実行した結果、学校生活の中で児童が受ける1年間の放射線量は、本町のいずれの小学校におきましても、1ミリシーベルト以下に抑えることが可能であると考えております。したがいまして、現状におきましては、学校生活において、児童の健康等に直接問題が生ずるという認識はいたしておりませんので、ご理解を願います。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） それでは、再質問をさせて、議論を深めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

川俣小学校の線量なんです、除染する前、1.05、除染後0.25、確かに年間1ミリシーベルトは切ります。本当にこの数字だけ見れば、大丈夫なのかな、私

は大丈夫だろうと思うのですが、問題はさっき私の最初の話の中にもあったと思うんですが、いくら低い低い、大丈夫だと言っても、いや、無くはないでしょう、無ではないでしょう、こういう議論なんですよ。それで、行政として一番大切なことは、いかに住民に、町民に、その大丈夫、今の現時点では大丈夫だというものなかなか難しいんですが、そういうことを行政側で発するのが一番基本中の基本だと思います。具体的にどのような形で町民に知らせていくのか、お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 教育委員会としての見解についてご答弁を申し上げます。

町教育委員会におきましては、先の6月議会でもご報告申し上げたかと思いますが、この放射能の問題につきましては、非常に私たち教育委員会職員のみならず、まず、学校の校長をはじめ教職員が、この国の放射能についての基準を含めた値についての知識がないために、非常に混乱をいたしました。で、とっそくそのことを教育委員会としてつかみしましたので、まず、最初に3月30日に各学校の校長及び幼稚園長に対しまして、現在の川俣町における放射線量の土壌1メートルの測定値を示しまして、非常にこの線量は良い、あるいは悪いという判断はできないけれども、できるだけこれから町内の線量の変化について神経を集中してほしいということで、3点について保護者に知らせるよう指示いたしました。1つは、常に学校長の指示に従い、保護者の不安に応えるようにというのが、第1点です。第2点目は、入学式は予定どおり行うが、その間における放射能汚染の状況が変化した場合、いわゆる悪化した場合は、直ちに連絡網をもって通知するので、そのことを理解してほしい。それから3つ目は、学校給食については、地産地消を当分の間とりやめ、4月9日、月曜日より学校給食会の食材をもって安全を確かめて実施する旨の通知をいたしました。その後、ごんへんにわたって学校の線量及び教室の線量、更には校庭の線量、そして、窓を開けたときの空間線量等をつぶさに公表し、保護者に知らせながら、放射能の不安の払拭に努めてまいったところでございます。残念なことに、やはりご理解をいただけない保護者の方もいらっしゃいます。しかしながら、他市町村に比べ、川俣町の保護者の皆様につきましては、他の市町村に比べ、ご理解をいただいているものと。したがって、大きな問題の指摘は校長や教育委員会には現在のところないというふうに理解をいたしております。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） よく分かりやすい答弁で、私自身はよく分かるんですが、今後とも機会ある度、今、教育長のお話を伝えるように努力していただきたいと思います。

続きまして、放射性物質の仮置きの方なんですが、今、最初の私の話で述べたと思うんですが、各自治会、行政区で協議会というんですか、検討会始めていると思うんです。もう中には申請というんですか、申込み手続きしたところもあると思うんですが、現状はどうでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） 答弁申し上げます。

お質しの件は、いわゆる線量低減化活動支援事業の申請件数というお質しかと思いますが、現に申請をいただいている件数が数件ございます。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 町有地に、先の同僚議員からのいろんな質問で10平米ですか1か所のところ13か所ですか、大体目標にしているということですが、具体的にその場所がもう大体決まっているのであればそれで良いんですが、自治会によってはなかなか困難な場所、要するに私有地でもですね、私はよく話せば、旧町内は難しいんですが、外に出れば、よくこの趣旨に理解して、あくまでも仮置きですから、置いてもいいよという人はないことはないような気がするんですよ、ちょっと離れればね。人里離れたところには車つければなんぼでもありますから、そういうごとは許可しないのかどうか、答弁願います。

○議長（佐藤喜三郎君） 答弁者はだれですか。企画財政課長。

○企画財政課長（菅野浩市郎君） ただいまの仮置き場所についてでございますが、それぞれ自治体の中、また、行政区の中でいろいろとご協議をさせていただいておりますが、それは実際、町有地とかに限らず、また、そのほかの県有地やまた、民有地も含めていろいろご相談申し上げているところでございますので、そういったところでご理解がいただければ、そういった民有地も含めてお願いをしたいと考えております。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 次に移りたいと思います。農産物の被害の件なんですが、野菜の場合、ずうっと項目出ているんですが、野菜の場合、387名というのは、387件、販売農家のみなのかどうかお聞きします。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

お手もとの資料の野菜の生産者の387名ということですが、これはJAの方でとりまとめをして委任状をお預かりして、東電の方に請求をした人数ということでありまして、この中身については、おおむね販売農家の方ということで理解をしております。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） それでは個々に聞きたいんですが、3年間を収入の販売のトータルとして、それでいろいろな項目を足して出しているということなんですが、山木屋地区では、一番はやっぱ葉たばこだと思うんですが、葉たばこは反収どのぐらいに見ているのか。また、水田、この2点お願いします。水田はどうか。反当たり。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

葉たばこの反収でございますが、葉たばこにつきましては、福島県のたばこの耕作組合のほうで、組合のほうで作付けをしないということが最初に打ち出しをされ

たところでありまして、たばこのほうの復興策に伴う補償ということで、たばこ耕作組合さんのほうが東電の方に請求をした額ということで理解をしますと、10アール当たり34万4,000円の金額で東電さんのほうに請求を申し上げたところであります。あと田んぼ等につきましては、これは山木屋地区の部分で、あくまでも耕作の所得を換算しまして、おおむねこのくらいの所得があるだろうということで、JAのほうの協議会の方と県とも相談をしまして算出した額ということでございますが、所得のほうが3万7,039円というのが所得として算出をいたしまして、今回、JAさんのほうを通して請求申し上げた金額というのが、10アール当たり5万9,356円ということで、あくまでも期待する所得ということで、若干上乗せの金額で10アール当たりの請求をしたという中身になってございます。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 農協の資料だというから、議論の中、どういう経過でこの数字をやって上がっていった、これで了解したのかどうかというのはどう分かからないんですが、ちょっと議論を聞きたいんですが、具体的に。何かこの金額が出るまでに問題はなかったのかどうか、知る限りお答えください。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。

今の金額等についての問題等については、特に聞いてございません。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 私は、川俣町の繁栄は、いつも町長が言っているように、3つだと思うんですね。いつも私は思っているんですが、産業の振興と新しい産業の導入、あとは企業の誘致で雇用を増やす。これで元気ある、活気のある、明るい町が可能になると思うんです。産業の振興は当然です。それで、私はいつも企業誘致、働き場、これを常に大事だなということで、私もここで40何回登壇しているわけなんです、3分の1近く企業誘致のこと言っているんです。町長は要望している、県、国に要望していると言うんですが、先ほど同僚議員が言ったように、まだまだ私は動きが鈍い。その本気さ、もっともっとあってはいいのではないかと常に思っているんですよ。当然、町長は、営業本部長も副町長もいるんだから、前も言っていたことあると思うんですが、1か月の半分も靴を持って、庁舎の中は副町長に任せて、そのぐらいの気概、意気込み、思い切り、そういうことでやらなければ、この問題はどこでも今がチャンス、機会だと思って行動していると思うんですが、もう一度町長の考え、この企業誘致に対する。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 質問に答弁をいたします。

企業誘致の関係でありますけれども、1番 高橋道弘議員にも答弁申し上げましたが、今回の復旧計画の中では、大きなこれは私は重要性をもつものだと思ってお

ります。質問にありますように、新たな企業ということで答弁にも書いておりますけれども、国の方にもその企業についての誘致の要望活動は行ってきております。その中で西部の工業団地の開発について、まだ山のままでありますので、そこを何とか今回のことで開発していきたいという思いを持ってやってきております。これはあそこ計画としては、いわゆるオーダーメイド型の誘致だということなんでありますけれども、やっぱりさら地の中でないとなかなか直ぐとはいかないのが現状でありますので、そういった意味ではスピード感を持ったことをやるためには、まず、用意はしておかなくちゃならないという思いで、今回、そのような開発をしてきたんでありますが、その点ではまた更に、その活動を強めていくというような思いでおります。そんな中で具体的に今、経済産業省、あるいはまた中小企業庁の方にも出向いて、国、県の計画の中にも、復興ビジョンにも、こういう問題については大きく載ってありますので、それらと併せて町の計画にもそれもしっかりと載せて一貫性を持った中でやっていくということが大事かと思っております。ただ、それを待たずにこれをやっていくのが、今、やらなくちゃならないわけでありますから、これを積極的に取組んでいくという考えは、先ほど申し上げたとおりでありますので、国の研究施設なり、また、新たな再生可能エネルギーについての取組み等も含めた中で要望を活動を強めていきたいと、そのように思っております。あの考え方の中には今の除染活動もございしますが、除染も単に除染で終わるだけじゃなくて、それを新たな産業として構成できないかと、そういうような考えも持っております。そんなことの今回、国のほうにも申し上げることで思っておりますが、先だっの懇談会の中で申し上げましたことは、いわゆる林地の除染が今後、大きな課題になってくるわけであります。これについては、森林の除染なくして私はこの山木屋の復興もないんだということも言っておりますが、それは山から水が育まれ、そして飲み水になり、水田やなんか農作物を育て、そしてまた川なり、また、海に行って生活用水のほうの循環しているわけでありますが、その中で山の除染をやっていかないと、いわゆる30年も続くというセシウムの減る期間がずっと続くわけでありますから、常にそういった不安を持つわけでありますので、それを一刻も早く除染の中では明確な方針を示してやっていくと、それは木を切るとかいろいろ方法があるということが、いろいろと言われてきておるようになりました。それは、ただ単に枝を落したり、木を切るだけじゃなくて、その切った木を利用できる。放射性物質を含んでいるものがあるわけでありますから、それを前提とした中で、それを産業化できないか、そういったことについても訴えてきたところでございます。また、メガソーラーの件もあるんでありますが、メガソーラーについても、これ今、全国的に動きが出てきておりますが、いわゆる被災地についても、新たな再生可能エネルギーの中での提案がなされております。これらについては、川俣町の山木屋地区がどのような位置づけの中でのなるかについては、まだ具体的な検討に入ってはおりませんけれども、そういったことも含めながら、この要望活動の中には入れていきたいというふうに思っております。とにかく動かなくては何にもならないとい

うことは、先程来言われております。したがって、このことについては、町といたしましても、そのように積極的な行動の下に、なんとか雇用の確保、企業誘致の中での雇用を確保し、若い人たちが戻ってこれる、また、ここにとどまって生活ができるような環境をしっかりと作っていかなくちゃならないと思っているところでございます。また、もう1点は、既存の企業もあるわけではありますが、そういった中でも、今、一番心配をしているのは、風評被害等で仕事がなくなってしまうんじゃないか、あるいは薄くなっていくんじゃないかというようなことで危惧しておりますが、現在のところはおかげさまでそれぞれ仕事については、製造業の関係のほうは仕事は少なくなっておりませんで、忙しくなっております。人が足りないというような状況もありまして、人のほうについては、もちろん職業安定所のほうを通すわけではありますが、そういったことを通して新たな募集をかけているというような状況もございますし、特に計画避難の笠原鋳物さん、そしてまた川俣理工さんについても、人の募集をしなくちゃならないというようなことで、今、そういう活動といいますか、採ったという話も聞いておりますが、そのような仕事が今、増えてきているというような状況がございます。風評被害を払拭して、とにかく頑張っている企業が町内にもたくさんあるわけありますので、そういった皆さん方の支援もしていくのが大事だと思っておりますし、また、川俣町にない国の研究室だけじゃなくて、民間の企業においても、新たな川俣町にそのような企業を誘致できないかということで、今、関係者とも協議に当たっているところでございまして、そういった意味では、国の研究室だけじゃなくて、民間についても企業誘致のほうについて働きかけをすることで、今、取り組んでいるところでございます。決して手を緩めることなく、国のほうにも要望活動なり、あるいはまたミソク情報をいただいた民間企業にも積極的に訪問しながら、対応、対策を取る考えでおりますので、ひとつ今後ともご理解を賜りますようお願いを申し上げます、答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 6月15日ですか、隣の飯舘村の村長さんと議長と行ってきて要望してきたわけなんです、要望出す相手が替わったんですね。これ菅さんと書かれているんですが、それで、総理大臣が替わればどうなのかなと思うところもあるんですが、この要望書の重みと言うんですか、出せば良いという、それで終わりではどうしようもないのかなと思うんですが、総理大臣替わって、今度は野田さんになったわけなんです、改めて行動すべきと思うんですが、答弁をお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

先には、菅内閣総理大臣のほうに要望書を出しておりますけれども、今度は新たに総理大臣が替わりました。野田佳彦総理大臣あてに、また改めて前回の要望書を経過もお話をしながら要望書を出す考えであります。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 最後であります、町長は東京に長く仕事をしてきたと思うん

ですが、3年間ですか、かなり広い人脈、それで箱根で鍛えた行動力、健脚あるわけでございますので、本当に町長の持ち味は行動力かなと私はそう理解しているんです。その行動力とすばらしい識見を出し切って、この原子力対策、対応に向かって、また、役場建設、それから企業の誘致、いろいろあろうと思うんですが、その難問題に向かっての改めて町長、決意と言うんですか、心意気、ちょっと聞かせていただいて私の答弁を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） ただいま答弁申し上げましたけれども、本当にこの復興、復旧ですね、山木屋の再生なくして川俣の再生はないということを肝に銘じながら、今日もいろいろな質問いただきましたが、本当に夢も希望も持てるようなことも含めてやっていただかないと、希望も夢もなくなってしまうということも言われております。そのようにならないように積極的にあらゆるところにチャレンジしながら、この難局を乗り切っていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。答弁といたします。

○6番（齋藤博美君） 終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 6番議員 齋藤博美君の一般質問を終わりました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。明日13日、火曜日は、午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後4時45分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 三浦浩一

同 署名議員 五十嵐謙吉